

平成21年(行コ)第79号 公金支出差止等請求住民訴訟控訴事件

意見書

2009年12月/3日

東京高等裁判所 第2民事部 御中

住所 栃木県

氏名 太田正



## 1 はじめに

本意見書は、水道事業者（公営企業管理者）が大規模水源開発（ダム建設等）に参加する際に、その裁量権を行使するうえで当該水道事業の計画及び執行に関して考慮すべき経営上の事柄を明らかにし、これら考慮事項を適切に担保する経営上の責任が存在することを意見として申し述べるものである。

そこで先ず、上記論点に関わる水道事業（水道サービス）の特性を、その社会的使命に即して明らかにする。次に、そのことを背景とした水道事業の制度及び規制並びに事業経営の現状及び課題を明らかにし、最後に、これらを踏まえ裁量権行使に際し水道事業者が考慮すべき事柄を結論として述べる。

なお、本意見書の作成にあたって目を通した裁判記録は、原審判決、控訴理由書、嶋津意見書（甲 62 号、63 号、66 号）及び宇都宮市水需要予測（甲 65 号）である。

## 2 水道事業（水道サービス）の特性

### (1) 生活必需的サービスであること

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）によれば、「水道」とは、「導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体」（第 3 条第 1 項）のことであり、また「水道事業」とは、「一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業」のことをいう（第 3 条第 2 項）。

以上の水道事業により供給される水道サービス（水供給）は、生命の維持に直接関わる生活必需性を有している。このことは阪神淡路大震災の状況などを思い起こせば明らかであり、各種ライフラインの中でも水道サービスが有する緊急性と重要性のレベルは非常に高い。また、国民皆水道時代となり国民生活の水道への依存度が飛躍的に高まった現状では、不断の持続的供給や食品以上の高水準の安全性とともに、ユニバーサル・サービスとしての普遍的な供給が求められる。まさに国民の生活権保障に相当する生活必需的サービスといえる。

### (2) 非代替性を有すること

また、こうした水道サービスと同じ効用を有する代替財を見出すことは難しい。たしかに水道普及率（全国普及率は 97.4%）の低い地域で井戸への依存度が高いことを

考えると、井戸は水道の代替財であるといえそうである。しかし、地盤沈下や地下水汚染などの問題もあって、全国的には個人井戸の日常的利用は限定されており、水道水以外には生活用水を確保できない場合が大半である。ミネラル・ウォーターも飲料水として部分的に水道水を補完する関係が見られても、それは日常的な水利用のごく一部であって、しかもわが国においては嗜好の範囲を大きく越えるものではない。

### (3) 装置型事業であること

このように水道サービスは、生命維持に関わる生活必需性だけでなく、それに替わる代替財が見当たらないという非代替性をも有する。こうした特性を有する水道サービスは、「水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体」（水道）により水道事業として供給されるが、これらには次のような特性が存在する。

「施設の総体」としての水道は、貯水施設(ダム)、取水施設、浄水場、配水塔(又は配水池)などにより構成され、各施設間及び各需要者とは輸送施設(水道管)によってネットワークされている。このように水道サービスは、一定の給水エリアを対象とするネットワーク化された膨大な水道施設群により供給されており、このため水道事業は莫大な初期投資を要する装置型事業としての特性を有する。しかも、各施設は「総体」としての一体性とネットワークによる連続性を有し、各施設が独立的に機能するものではないことから、ダム建設に伴う新規開発水源の受入れによる川上の変化は、それ以降の川下に広がる施設群に直接の影響を及ぼすことになる。

また、こうした一体性及び連続性を有する水道施設群は、時々々の需要の変動に応じて伸縮させることができない固定性を有する。そのため施設の整備後に需要実績が施設能力を下回る乖離が生じると、施設の過剰化又は遊休化が避け難い事態となる。同時に、水道施設群に対する投下資本は、仮に競争に敗れ市場からの撤退を余儀なくされたとしても、回収することが困難な埋没費用(サンク・コスト)と化す。このように水道事業とは、莫大な初期投資と固定費用を要し、需要変動に応じた伸縮が難しく、投下資本が埋没費用化する装置型事業であることなどから、自然に独占状態が形成される自然独占といわれる事業分野に属する。

## 3 事業経営に関する制度と規制の現状

### (1) 事業経営に関わる重要な制度～「給水契約と給水義務」及び「経営原則

## と料金設定」～

前述した水道事業（水道サービス）の特性を背景に、水道事業には各種の制度や規制が設けられている。そのなかで、とくに事業経営に関わって重要と考えるものは、「給水契約と給水義務」並びに「経営原則と料金設定」である。

### (2) 水道サービスは符合契約であること

水道サービスは、水道事業者と各需要者との間で交わされる給水契約に基づき供給される。しかし、その形態は契約内容について交渉する余地がなく受諾か拒絶かの二者択一を迫られる符合契約であり、需要者にとって契約自由の原則は大きく制限されている。その一方で水道事業者に対しては、需要者からなされた給水契約の申込に対する受諾義務とともに、24 時間途絶えることなく常時給水すべき義務が課せられており、正当な事由がない限り受諾拒否や給水停止は許されない（水道法第 15 条第 1 項及び第 2 項）。

### (3) 水道料金はサービスの対価であること

水道サービスは、地域独占的な水道事業者により供給される非代替的な生活必需サービスであるが、具体的には以上のような給水契約と給水義務に基づいて供給される。こうして大半の水道サービス需要者は、符合契約としての給水契約を事実上拒絶できず受諾することで水供給を受けるわけであるが、これは権力的作用ではなく制限付きとはいえ契約行為であって、交わされた契約条件の相互履行が求められる関係といえる。このことは、水道事業が地方公営企業として位置づけられ、そこで徴収される水道料金はサービス供給の対価であって税等の強制徴収債権ではないことから明らかである。

### (4) 水道料金は適正な原価に照らし公正妥当でなければならないこと

ところで、符合契約としての給水契約における契約条項に相当するものが供給規程であるが、水道法は、「水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。」（第 14 条第 1 項）と規定している。さらに同条第 2 項では、「前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。」として 5 つの要件を掲げ

ており、その一つが「料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。」(第1号)である。また、地方財政法第6条及び地方公営企業法第17条の2では、経費負担区分原則に基づく一部経費を除き、経営に伴う収入によって経費を賄う独立採算制を経営原則として定めている。

このように給水契約における具体的な契約条項は、水道事業者ごとに定める供給規程として示されるが、そこでは独立採算制の経営原則に則り、「能率的な経営の下における適正な原価」に基づく水道料金が定められることになる。この供給規程は、自治体ごとに制定される「給水条例」及び「同施行規程」という形式をとることになるが、実質的には給水契約における契約条項としての意味合いを有し、相互にその誠実な履行が求められるものである。

以上から、水道事業の経営原則はその収入をもってその経費を賄うことが求められる独立採算制(一部経費を除く)であること、その独立採算制を支える収入の太宗を占めるのは需要者から徴収する水道料金であること、水道料金は強制徴収債権ではなく給水契約に基づき水道サービスの対価として支払われるものであること、その契約条項には「能率的な経営の下における適正な原価に基づく料金」が含まれること、給水契約の契約条項(供給条件)については水道事業者と需要者が相互に履行義務を負うこと、これらが明らかになった。

#### 4 水道事業経営の現状と課題

##### (1) 総務省による平成21年7月8日付通知について

ここでは、建設投資に関わる水道事業経営の全国的な状況と課題を知るうえで参考とするために、総務省による平成21年7月8日付の通知「公営企業の経営に当たっての留意事項」(総財公第103号ほか)を採り上げる。これは、地方自治法第245条の4に基づく「技術的な助言」とされるもので、差出人は総務省自治財政局公営企業課長ほかであり、宛先は各都道府県総務部長、各都道府県企業管理者、各指定都市総務局長、各指定都市企業管理者ほかである。

この通知文では、その冒頭部分において、「・・・各地方公共団体においては、下記の事項に御留意の上、公営企業の抜本改革の推進、一層の経営の健全化等に集中的に取り組まれるようお願いいたします。また、公営企業の経営は、中長期的視点に立って計画的に行っていくことが極めて重要であることを踏まえ、各

公営企業において「経営計画」を策定し、これに基づいて経営を行うようお願いします。・・・」との趣旨が述べられ、総数20ページに及ぶ記述（本文）がなされているが、とくに次のような事項が注目される（末尾添付、総務省ホームページより）。

先ず、「公営企業の計画的経営の推進に関する事項」における「投資に関する事項」では、水道事業に限定したものではないものの、「経営計画への建設投資の計上及びその実施に当たっては、社会経済情勢の推移に伴うサービス需要の動向等を踏まえつつ、新規事業についてはもちろん、継続事業についても、投資規模の適正化、整備進度の調整等に配意し、過大投資ないしは過度の先行投資となることのないよう留意する必要があること。特に、継続事業であっても、将来における需要が明確に見通せない場合には、休止等を含め適切に対処する必要があること。」との指摘がなされている。

また、「公営企業の経営に係る事業別留意事項」という項目においては、水道事業を直接に対象にして、「水道事業については、水道普及率が97%を超え、建設投資の内容が新設拡張事業から改良・更新事業へと移行しつつあること、人口減少時代の到来とともに節水型社会への移行などにより水需要見通しに状況変化が生じうることを踏まえ、その運営に当たっては、地域住民のニーズの的確な把握と適切な建設改良計画の策定に努め、投資規模の適正化を図ること。特に、ダム等水源施設整備への参画に当たっては、長期水需給計画を適宜見直した上で必要量、採算性、建設期間及び負担内容を精査し、関係機関との調整に十分配意する必要があること。」との指摘がなされている。

## (2) 適切な需要予測による投資規模の適正化が求められること

ここで強調されているのは、人口減少時代の到来と節水型社会への移行を踏まえた適切な需要予測による投資規模の適正化である。併せて注目すべきことは、建設投資の内容が新設拡張事業から改良・更新事業へと移行しつつあることの指摘とともに、とくにダム等水源施設整備への参画について必要量や採算性などを精査することを求めている点である。建設投資の内容が全体として改良・更新事業にシフトしつつある今日、新設拡張事業となるダム等水源施設整備への参画にはより一層の慎重な対応が求められるということであろう。

### (3) 建設投資に係る水道事業経営に関する指摘についての根拠の検証

そこで、こうした建設投資に係る水道事業経営に関する指摘について、その根拠をこれまでの検討も踏まえつつ具体的に検証する。

表1は、平成15～19年度の5年間に亘る給水人口、普及率、有収水量の推移を示したものである。その特徴は、給水人口及び普及率が微増にもかかわらず、一人当たり年間有収水量は微減傾向を示し、総有収水量も微減又は横ばいで推移している点である。このことから、節水型社会への移行が確実に進展していると同時に、高普及率の達成と人口減少時代の到来によって、総有収水量の増加を見込むことも難しいことが読み取れる。このような状況下で大規模水源開発に参加することは、過大投資を招き施設の過剰化や遊休化を誘発し、ひいては投下資本の回収ができず経営を圧迫しかねない蓋然性が高まるといえよう。

表1 現在給水人口、普及率及び有収水量の推移

項目 年度	行政区域 内人口 (A) (千人)	現在給水 人口 (B) (千人)	普及率 (B/A) (%)	有収水量 (百万m <sup>3</sup> )			1人当たり 年間有収水量 (m <sup>3</sup> )	1人当たり1日平均有収水量 (リットル)		
				全事業 (用水含む)	末端給水 (法適用)	簡易水道 (法非適用)		全事業	都及び 指定都市	その他
15	128,739	123,474	96.3	19,120	14,037	546	118.06	323	334	318
16	128,843	123,834	96.1	19,277	14,139	529	118.44	325	336	320
17	129,067	124,086	96.1	19,257	14,130	497	117.88	323	332	329
18	129,138	124,368	96.3	19,142	14,029	481	116.67	326	329	318
19	129,219	124,631	96.4	19,196	14,024	468	116.28	318	326	314

(注)1. 1人当たり1日平均有収水量は、末端給水事業及び簡易水道事業の有収水量を使用し算出した。

2. 行政区域内人口については、住民基本台帳人口に外国人登録者人口を加えたものである。

出典) 表1～3のいずれもが総務省『地方公営企業年鑑 (第55集)』である。

表2は、末端給水事業における供給単価及び給水原価の推移(平成15～19年度)であり、ここではとくに給水原価の内訳(構成要素)に注目する。構成比を見れば一目瞭然であるが、給水原価を構成する最大の要素は資本費であり、他の構成要素のなかで断然トップの38.3%(平成19年度)を占めている。しかも、受水費の62.4%は資本費であることから、この分を加えた実質的な資本費の割合は49.3%となり、給水原価のほぼ半分を占めていることになる。また、給与費は継続的な減少傾向にあって構成比も下降を続けているのに対し、資本費及び受水費はほぼ横ばいで高止まり状態にある。こうした資本費水準を海外

の諸都市と比較すると、最も高いロンドンでも 3 割程度であり、わが国の資本費水準がいかに突出した状態にあるかは明白である。

表 2 末端給水事業 1 m<sup>3</sup>当たりの供給単価及び給水原価の推移 (法適用)

(単位：円、%)

項目		年度					
		15	16	17	18	19	
供給単価	金額	173.24	173.68	173.31	173.37	173.29	
	対前年度伸率 (%)	△0.1	0.3	△0.2	0.0	△0.0	
給水原価	構成 (%)	資本費	69.42	68.39	68.11	68.03	66.93
		減価償却費	32.38	31.21	30.21	29.64	28.69
		受水費	30.80	30.63	30.48	30.16	30.70
		その他	(19.58)	(19.32)	(19.28)	(19.03)	(19.17)
		合計	47.78	47.34	47.23	47.59	48.33
	対前年度伸率 (%)	資本費	180.38	177.56	176.03	175.73	174.62
		減価償却費	(181.06)	(179.36)	(176.89)	(176.42)	(175.51)
		受水費	39.5	38.5	38.7	38.7	38.3
		その他	18.0	17.6	17.2	16.9	16.4
		合計	17.1	17.3	17.3	17.3	17.6
対前年度伸率 (%)	資本費	26.4	26.6	26.8	27.1	27.7	
	減価償却費	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	受水費	△0.7	△1.5	△0.4	△0.1	△1.6	
	その他	△2.5	△3.6	△3.2	△1.9	△3.3	
	合計	1.0	△0.5	△0.5	△0.0	0.7	
対前年度伸率 (%)	資本費	△1.6	△0.9	△0.2	0.8	1.6	
	減価償却費	△1.0	△1.6	△0.9	△0.2	△0.6	
	受水費	(△1.0)	(△1.5)	(△0.9)	(△0.2)	(△0.5)	
	その他						
	合計						

- (注) 1. 用水供給事業及び建設中の事業は除く。法適用前水通事業を含む。  
 2. 供給単価 = 給水収益 ÷ 年間総有取水量  
 3. 資本費 = (減価償却費 + 企業債利息) ÷ 年間総有取水量  
 4. 費用合計 = (経常費用 + (配管工事費 + 附帯事業費 + 材料及び下用品売却原価)) ÷ 年間総有取水量  
 5. 受水費欄中の下段( )内は、用水供給事業等の給水原価に占める資本費の割合を当該受水費に準じて算出した資本費相当額である。  
 6. 費用合計欄中の下段( )内は、(経常費用 + 配管工事費) ÷ 年間総有取水量

ところで資本費とは、減価償却費や企業債の支払利息などであるが、それらは過去に実施した建設投資が姿を変えたものであり、そこにはダム使用权や水利権なども含まれる。しかも、薬品費や電気料金のように時々の運転管理に応じて変化する「変動費」とは異なり、長期間にわたり変わることなく固定的に生じる「固定費」である。要するに資本費とは、過去になされた建設投資決定によって生ずる後年負担であるとともに、現時点の状況には左右されない長期に及ぶ固定的な経費なのである。このような意味合いを有する資本費が現段階において既に高水準となっている実態があり、しかも今後の水需要拡大が見込め難い社会経済環境の下で、新規ではなく現存する施設の更新投資が求められているという客観的事実を注視することが必要である。

表 3 は、同じく最近 5 カ年 (平成 15~19 年) における資本的収支の状況を示したものであり、建設改良投資及び企業債償還金並びにその財源内訳が記されている。表 2 が給水原価という費用 (コスト) を扱ったものであるのに対し、表 3 は資金 (キャッシュ) を対象にしたものである。表 2 において資本費を構成した減価償却費は、表 3 では内部留保資金として財源 (内部資金) を構成し



ている。ところで、平成19年度において企業債償還金額及び企業債発行額が増加しているが、これは高金利資金の繰上償還並びに借換債の発行に伴うものであり、こうした一時的な事情を控除すれば、財源に関して外部資金（その太宗は企業債）から内部資金への継続的なシフトが確認できる。

表3 水道事業の資本的収支の状況（法適用）

（単位：百万円、%）

項 目	年 度					(B)-(A) (A)
	15	16	17	18 (A)	19 (B)	
資本的支出						
建設改良費	1,164,098	1,128,840	1,053,040	998,837	970,277	△2.9
企業債償還金	668,603	720,312	770,995	750,638	1,224,427	63.2
（うち建設改良のための企業債償還金）	623,613	668,100	690,448	674,798	863,902	28.0
その他	83,784	90,447	82,746	92,403	83,315	△9.8
計	1,916,484	1,939,200	1,906,781	1,841,278	2,278,019	23.7
内部資金	1,029,497	1,074,587	1,101,357	1,092,470	1,237,770	13.3
外部資金	881,166	859,748	800,724	743,169	1,035,931	39.4
企業債	482,429	471,645	451,727	420,380	715,195	70.1
（うち建設改良のための企業債）	434,899	413,935	358,354	332,553	311,694	△6.3
他会計出資金	103,923	107,414	96,699	82,005	82,296	0.4
他会計負担金	12,993	11,210	9,546	8,844	8,637	△2.3
他会計借入金	4,149	5,968	3,270	5,406	12,223	45.4
他会計補助金	9,630	10,640	9,519	10,237	12,265	19.8
国庫（県）補助金	114,198	109,720	96,357	85,205	80,039	△5.1
うち県補助金	4,828	4,099	3,388	2,916	2,585	△8.2
翌年度繰越財源充当額（△）	17,006	16,249	13,670	11,100	13,030	17.4
計	1,910,663	1,934,344	1,902,081	1,835,639	2,273,701	23.9
財源不足額	8,821	4,855	4,701	5,639	4,318	△23.4
（実質財源不足額）	(1,341)	(1,327)	(2,356)	(1,710)	(1,310)	(△23.4)

- (注) 1. 内部資金＝繰上財源合計額－前年度からの繰上工事資金＋固定資産売却代金  
2. 外部資金＝資本的支出額－（内部資金＋財源不足額）  
3. 「（実質財源不足額）」とは、当年度同業等債で未借入又は未発行のもののうち、支出済として決算された事業費に対応する分を控除した場合の不足額である。

(4) 小括～現在の需要者に対し、建設・改良投資の必要性及び合理性に関する説明を十分に行之、その理解を得ることが不可欠であること～

財源としての内部資金（当年度及び過年度の損益勘定留保資金）には、前述した現金支出を伴わない費用計上である減価償却費とともに、収益から費用を控除した利益（利益剰余金）が含まれるが、こうした内部資金と企業債（外部資金）との大きな違いは当該資金を誰が負担するかの違いである。内部資金の負担者は現在の水道需要者であるが、企業債は後年負担として将来の水道需要者に及ぶ。したがって、企業債から内部資金へと建設・改良投資の財源がシフトしつつあるということは、今後長期にわたって役割を果たすべき水道施設の建設・改良に要する財源の負担を、現在の需要者に対しても求めることを意味する。このことから現在の需要者に対し、建設・改良投資の必要性及び合理

性に関する説明を十分に行い、その理解を得ることが不可欠といえる。

## 5 裁量権行使と考慮すべき事項

### (1) 水道事業経営にあたっては能率的な経営の下における適正な原価に基づく料金が羈束的な考慮事項の核心であること

水道事業者が、その裁量権を行使して大規模水源開発に参加しようとするとき、そこには水道事業経営において考慮すべき一定の羈束的事項が存在し、水道事業者には、これら羈束的な考慮事項を適切に担保する経営上の責任が問われる。このような理解は、水道事業の経営原則が独立採算制であり、給水契約により水道サービスの需給関係が形成され、需要者が支払う水道料金がほぼ唯一の収益源であることから当然である。ここでいう羈束的な考慮事項の核心部分は、「能率的な経営の下における適正な原価に基づく料金」（水道法第14条第1項第1号）である。なぜなら、これ自体が契約条項であるだけでなく、この要件の欠如は事業経営の維持を困難にさせることに繋がるからである。

### (2) 能率的な経営の内容について

ただ「能率的な経営とは何か」を一義的に定めることは難しい。しかし、先に採り上げた総務省通知のなかで指摘された、「適切な需要予測による投資規模の適正化」や「ダム等水源施設整備に対する慎重な対応」といったことが、能率的な経営を求めたものであると解することに異論はないであろう。

しかもこうした指摘は、これまで総務省等により繰り返し注意喚起がなされてきたものである。たとえば、毎年度発行されている『水道事業経営指標』（総務省自治財政局）の「はしがき」によれば、「水需要の鈍化による収益の低下が見込まれる一方で、経年化した施設の改良・更新、震災対策などの施策の必要性はますます高まっている。」（平成13年度版）、「長引く景気の低迷、国民意識や産業構造の変化による節水型社会への以降等により、水需要の大幅な伸びは当面期待できない状況にある一方で、昭和30年代から40年代にかけて新設された水道施設の改良・更新に伴う経費の増加が今後も見込まれるなど、水道事業の経営を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっている。」（平成14年度版）、「有収水量の伸びが鈍化しており、総人口も減少していくことが見込まれ

ていることから、料金収入は減収していくことが予想される」(平成15年度版)との現状認識が一貫して示され、「今まで以上の効率的な経営」や「最大限合理的かつ効率的な経営」を繰り返し求めている(末尾添付、総務省ホームページより)。

さらに総務省公営企業課長であった細谷芳郎氏は、平成16年11月発行の『図解地方公営企業法』のなかで、『右肩上がりの時代』が終り、人口も減少に転ずる見通しとなっている今日においては、既にダムや水道施設の建設に着手している場合であっても、惰性に流れず、随時水需要の動向を検証しながら、必要とあらば、建設投資計画の大胆な見直しも辞さないという姿勢が特に重要だと言えるでしょう。」と述べている。

そこで最近では、「公共事業の需要予測等に関する調査結果に基づく勧告」(平成20年8月)までが行われ、過大投資に繋がる不透明な実施過程との批判がある需要予測等を改善し、事業の効率化や透明化を目指す取組みが行われている。これまで公共事業に関する建設投資決定は、高度な専門性等を理由に広範な裁量が認められてきた聖域としてあり、その根拠となってきた需要予測等もブラックボックス状態であった。こうした領域にもメスが入れられ効率化や透明化が図られつつあるわけで、このことからもかつてのような広範な裁量権は実質的に存続しえない状況になりつつある。なお、この需要予測等に関する調査の対象には水道事業も含まれており、「需要予測等の見直しを行い、残事業計画を凍結した」事例などとして紹介されている(末尾添付、総務省ホームページより)。

### (3) 適正な原価について

「適正な原価」とは、一般的には能率的な経営の下で生じた費用(コスト)を意味するが、公益事業分野においてはさらに再投資資金として事業報酬が加算され、全体として「総括原価」と称されている。具体的には、【総括原価＝営業費用＋支払利息＋事業報酬(真実かつ有効な資産価値×公正報酬率)】である。また、「真実かつ有効な資産価値」はレートベースと呼ばれ、その対象は、原価計算期間中に事業の用に供され稼働している資産、または稼働していなくても事業運営上必要な準備の限度内にある資産に限定される。したがって、

そこには架空・仮装の資産は含まれないのはもちろんのこと、資産の実際の取得価額に無効な支出額が含まれるならその部分は除外され、また個々の施設がたとえ稼働していても、事業体全体として明らかに過剰であればその部分も除外される。なお、水道事業においては事業報酬を「資産維持費」と呼び、対象資産の3%（標準）としている（日本水道協会「水道料金算定要領」）。

#### （4） 投資規模の適正化は適正な原価の前提条件であること

このように「適正な原価」という観点からも、過大投資による施設の過剰部分は総括原価から除外されることになり、仮にそのような部分が生じたとしても、その部分を含めて事業報酬（資産維持費）を算定することは認められないことになる。すなわち「投資規模の適正化」は、「適正な原価」の前提条件をなすという意味において、ほぼ唯一の収益源である水道料金の基礎をなすものでもある。いずれにせよ大規模水源開発事業への参加については、その根拠となる需要予測においても、水道料金への転嫁可能性という観点においても、裁量権行使における羈束的な考慮事項が存在するというべきである。

## 6 まとめ

以上のことから、宇都宮市が湯西川ダムによる水資源開発に参画するにあたっては、上記総務省の指摘等を十分に斟酌し、過大な利用者負担とならないよう投資規模の適正化に配慮したか否かが問われなければならないであろう。

<プロフィール>

氏名 太田 正 1951 (昭和 26) 年生まれ

略歴 中央大学法学部法律学科卒業 立教大学大学院経済学研究科博士後期課程修了 東京都庁を経て、1992 年岐阜経済大学専任講師、2000 年同教授、2001 年作新学院大学教授、現在に至る。主な研究分野は地方公企業論。

主な著書 (水道事業分野) 『現代日本の公共料金』(電力新報社 92 年)、『環境保全学の理論と実践』(信山社サイテック 99 年)、『ネットワークビジネスの新展開』(八千代出版 04 年)、『水資源・環境研究の現在』(成文堂 06 年)、『市場自由化と公益事業』(白桃書房 07 年)、『地方財政健全化法と自治体』(自治体研究社 08 年)。

主な論文 (98 年以降の水道事業分野) 「水道事業の経営形態に関する考察 (上・中・下)」(『公営企業』98 年)、「民営化と広域化をどのように考えるべきか」(『水道公論』99 年)、「広域化水道計画の問題点を探る」(『水道公論』00 年)、「水基本法の制定から統合的水管理の実現へ」(『月刊自治研』01 年)、「水道の民間化をめぐる現局面と課題」(『住民と自治』03 年)、「水道事業のパラダイムシフトに向けて」(『日本水道新聞』05 年)、「下水道と 2007 年問題」(『下水道協会誌』06 年)、「海図なきパラダイムシフト」(『日本水道新聞』07 年)、「小規模自治体における水道政策の再考」(『水道公論』09 年)、「広域化と簡易水道」(『日本水道新聞』09 年) など。

以上

はしがき

我が国の水道事業は、平成13年度末には普及率が96.7%になるなど、地方公営企業を代表する事業として、また、国民生活の基盤となるライフラインとして極めて重要な地位を占めている。

しかしながら、今日の水道事業を取り巻く環境は大変厳しく、水需要の鈍化による収益の低下が見込まれる一方で、経年化した施設の改良・更新、震災対策などの施策の必要性はますます高まっている。

さらに、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」(平成13年6月26日閣議決定)等において、地方公営企業への民間的経営手法の導入を促進することとされており、各水道事業体においては、業務委託(アウトソーシング)の推進、PFI等の有効活用を通じた市場競争原理の導入などを通じて、今まで以上に効率的な経営に努める必要がある。

また、平成12年8月には、政府の物価安定政策会議(総理の諮問機関)において、「公共料金分野における事業横断的な情報公開ガイドラインに関する報告書」が公表され、その中で、地域独占的な事業形態である水道事業は、料金の妥当性や経営内容について積極的に説明する責任を有しており、住民に対して分かりやすい形で事業の効率化努力や収支の見通しといった財務情報等を提供することが要請される等、以前にも増して事業に対する住民の理解と信頼を得ることが求められている。

こうした水道事業を取り巻く厳しい環境の中で、事業の経営状況を客観的に捉え、類似団体との比較を行うための統計資料として、「水道事業経営指標」を作成した。

本指標は、平成13年度地方公営企業決算状況調査を基礎とし、営業中の上水道事業(末端給水事業)について、現在給水人口、主たる水源及び有収水量密度の区分により、類似するグループごとに分類し、様々な角度から分析したものである。

本指標を、今後の経営改善に当たっての尺度として積極的に活用され、経営の健全性確保の一助としていただければ幸いである。

平成15年3月  
総務省自治財政局公営企業経営企画室長  
園田 健次

[← 目次へ戻る](#)

---

平成13年度水道事業経営指標

はしがき

我が国の水道事業は、平成14年度末にその普及率が96.8%になるなど、地方公営企業を代表する事業として、また、国民生活の基盤となる社会資本として極めて重要な地位を占めている。

しかしながら、長引く景気の低迷、国民意識や産業構造の変化による節水型社会への移行等により、水需要の大幅な伸びは当面期待できない状況にある一方で、地震等の自然災害に対するライフライン機能の強化等に要する経費に加え、昭和30年代から40年代にかけて新設された水道施設の改良・更新に伴う経費の増加が今後も見込まれるなど、水道事業の経営を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっている。

したがって、今後の水道事業は、我が国の経済社会の重要なインフラとして最大限合理的かつ効率的に経営されなければならない、そのためには、民間企業の経営手法と市場経済下で展開されている競争原理を水道事業に見合った適切な形態で積極的に取り入れていくことが必要であり、具体的には、①顧客志向、②目標による管理に基づくマネジメントサイクルの確立、③管理の効率化、コスト削減等のための戦略的「アウトソーシング」、④利用者が事業体を相互に比較評価して成果等を確認できる「情報の開示」等を取り入れていくべきである。

また、経営規模が小さく、本来であるならば、水道事業体として自ら果たすべき課題について、財政面、技術面、人材面等から十分な対応が困難な事業体については、地域住民に対するサービス水準の向上等を図る観点から、地域の実情に応じ、市町村合併と併せ、統合化・広域化を推進し、財政・技術基盤の強化を通じた効率的な経営体制を図ることが求められている。

こうした水道事業を取り巻く厳しい環境の中で、事業の経営状況を客観的に捉え、類似団体との比較を行うための統計資料として、「水道事業経営指標」を作成しているところである。

本指標は、平成14年度地方公営企業決算状況調査を基礎とし、営業中の上水道事業(末端給水事業)について、現在給水人口、主たる水源及び有収水量密度の区分により、類似するグループごとに分類し、様々な角度から分析したものである。

本指標を、今後の経営改善に当たっての尺度として積極的に活用され、経営の健全性確保の一助としていただければ幸いである。

平成16年3月

総務省自治財政局公営企業経営企画室長  
兵谷 芳康

[← 目次へ戻る](#)

---

平成14年度水道事業経営指標

はしがき

我が国の水道事業は、平成15年度末にその普及率が96.9%になるなど、地方公営企業を代表する事業として、また、国民生活の基盤となる社会資本として極めて重要な地位を占めている。

しかしながら、節水型機器の普及や水の循環利用の促進などにより有収水量の伸びが鈍化しており、総人口も減少していくことが見込まれていることから、料金収入は減収していくことが予想される一方で、地震等の自然災害に対するライフライン機能の強化等に要する経費に加え、昭和30年代から40年代にかけて新設された水道施設の改良・更新に伴う経費の増加が今後も見込まれるなど、水道事業の経営を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっている。

したがって、今後の水道事業においては、「①民間的経営手法の導入」、「②経営基盤の強化」、「③計画的な経営の推進」、「④効率的な経営の推進」、「⑤財務の適正化」、「⑥透明性の向上」などの観点から、経営の総点検を行う必要があり、具体的には、適正な料金設定を行い、安定した財政運営を維持するとともに、中期経営計画の策定や業績評価の実施、情報開示による説明責任の確保に努めていくべきである。

また、経営規模が小さく、本来であるならば、水道事業体として自ら果たすべき課題について、財政面、技術面、人材面等から十分な対応が困難な事業体については、地域住民に対するサービス水準の向上等を図る観点から、地域の実情に応じ、市町村合併と併せ、統合化・広域化を推進し、財政・技術基盤の強化を通じた効率的な経営体制を図ることが求められている。

こうした水道事業を取り巻く厳しい環境の中で、事業の経営状況を客観的に捉え、類似団体との比較を行うための統計資料として、「水道事業経営指標」を作成しているところである。

本指標は、平成15年度地方公営企業決算状況調査を基礎とし、営業中の上水道事業(末端給水事業)について、現在給水人口、主たる水源及び有収水量密度の区分により、類似するグループごとに分類し、様々な角度から分析したものである。

本指標を、今後の経営改善に当たっての尺度として積極的に活用され、経営の健全性確保の一助としていただければ幸いである。

平成17年3月

総務省自治財政局公営企業経営企画室長  
河 内 隆

[← 目次へ戻る](#)

---

平成15年度水道事業経営指標



はしがき

我が国の水道事業は、今日ではその普及率が97%を超え、地方公営企業を代表する事業として、また、国民生活の基盤となる社会資本として極めて重要な役割を担っている。

しかしながら現在、水道事業は、人口減少時代の到来とともに節水型社会への移行等により、水需要の大幅な伸びは当面期待できない状況にある一方で、施設の大量更新期を迎えることによる計画的な改良・更新の必要性、地震等の自然災害に対するライフライン機能の一層の向上など経費の増加が今後も見込まれており、水道事業を取り巻く環境は非常に厳しいものになっている。

こうした中、水道事業の推進に当たっては、それぞれの事業体が改めて経営の総点検を行い、経営の自立性を高めるとともに、市場競争原理を取り入れて、水道事業に見合った更なる経営の効率化、活性化を図る手法の導入を促進すべきである。

具体的には、①顧客指向(サービスと信頼性の向上)、②目標による管理(目標の設定と権限・責任の明確化)に基づくマネジメントサイクルの確立、③管理の効率化、コスト削減等を目指した民間的経営手法(アウトソーシングやPFI等)の導入、④中期経営計画の策定及び職員給与・定員管理の適正化、⑤利用者が事業体を相互に比較評価して成果等を確認できる情報の開示等が挙げられる。

このような中で、総務省においては、事業の経営状況を客観的に捉え、類似団体との比較を行うための統計資料として、「水道事業経営指標」を作成しているところである。

本指標は、平成16年度地方公営企業決算状況調査を基礎とし、営業中の上水道事業(末端給水事業)について、現在給水人口、主たる水源及び有収水量密度の区分により、類似するグループごとに分類し、収益性、資産・財務状況、効率性・生産性等の観点に立ち、多様な角度から分析したものである。

本指標を、今後の経営改善に当たっての尺度として積極的に活用され、経営の健全性確保の一助としていただければ幸いである。

平成18年3月

総務省自治財政局公営企業経営企画室長  
高橋 喜代志

[← 目次へ戻る](#)

---

平成16年度水道事業経営指標

はしがき

我が国の水道事業は、今日ではその普及率が97%を超え、国民にとって必要不可欠な社会資本として、また、地方公営企業を代表する事業として、極めて重要な役割を担っている。

しかしながら現在、水道事業は、人口減少時代の到来とともに節水型社会への移行等により、水需要の大幅な伸びは当面期待できない状況にある一方で、施設の大量更新期を迎えることによる計画的な改良・更新の必要性、地震等の自然災害に対するライフライン機能の一層の向上など経費の増加が今後も見込まれており、水道事業を取り巻く環境は非常に厳しいものになっている。

こうした中、水道事業の推進に当たっては、それぞれの事業体が改めて経営の総点検を行い、経営の自立性を高めるとともに、市場競争原理を取り入れて、水道事業に見合った更なる経営の効率化、活性化を図る手法の導入を促進すべきである。

具体的には、①顧客指向(サービスと信頼性の向上)、②目標による管理(目標の設定と権限・責任の明確化)に基づくマネジメントサイクルの確立、③管理の効率化、コスト削減等を目指した民間的経営手法(アウトソーシングやPFI等)の導入、④中期経営計画の策定及び職員給与・定員管理の適正化、⑤利用者が事業体を相互に比較評価して成果等を確認できる情報の開示等が挙げられる。

このような中で、総務省においては、事業の経営状況を客観的に捉え、類似団体との比較を行うための統計資料として、「水道事業経営指標」を作成しているところである。

本指標は、平成17年度地方公営企業決算状況調査を基礎とし、営業中の上水道事業(末端給水事業)について、現在給水人口、主たる水源及び有収水量密度の区分により、類似するグループごとに分類し、収益性、資産・財務状況、効率性・生産性等の観点に立ち、多様な角度から分析したものである。

本指標を、今後の経営改善に当たっての尺度として積極的に活用され、経営の健全性確保の一助としていただければ幸いである。

平成19年3月  
総務省自治財政局公営企業経営企画室長  
井上 宜也

[← 目次へ戻る](#)

---

平成17年度水道事業経営指標

はしがき

我が国の水道事業は、今日ではその普及率が97%を超え、国民にとって必要不可欠な社会資本として、また、地方公営企業を代表する事業として、極めて重要な役割を担っている。

しかしながら現在、少子高齢社会の進展や節水型社会への移行等により、水需要の大幅な伸びは当面期待できない状況にある一方で、施設の大量更新期を迎えることによる計画的な改良・更新の必要性、地震等の自然災害に対するライフライン機能の一層の向上など経費の増加が今後も見込まれており、水道事業を取り巻く環境は非常に厳しいものになっている。

こうした課題に適切に対応していくためには、それぞれの事業体が改めて経営の総点検を行い、経営の自立性を高めるとともに、民間企業の経営手法と市場経済下で展開されている競争原理を水道事業に見合った適切な形態で積極的に取り入れていくことで、更なる経営の効率化、活性化を図る必要がある。

具体的には、①顧客指向(サービスと信頼性の向上)、②目標による管理(目標の設定と権限・責任の明確化)に基づくマネジメントサイクルの確立、③管理の効率化、コスト削減等を目指した民間的経営手法(アウトソーシングやPFI等)の導入、④中期経営計画の策定及び職員給与・定員管理の適正化、⑤利用者が事業体を相互に比較評価して成果等を確認できる情報の開示等が挙げられる。

このような中で、総務省においては、事業の経営状況を客観的に捉え、類似団体との比較を行うための統計資料として、「水道事業経営指標」を作成しているところである。

本指標は、平成18年度地方公営企業決算状況調査を基礎とし、営業中の上水道事業(末端給水事業)について、現在給水人口、主たる水源及び有収水量密度の区分により、類似するグループごとに分類し、収益性、資産・財務状況、効率性・生産性等の観点に立ち、多様な角度から分析したものである。

本指標を、今後の経営改善に当たっての尺度として積極的に活用され、経営の健全性確保の一助としていただければ幸いである。

平成20年3月  
総務省自治財政局公営企業経営企画室長  
井上宜也

[← 目次へ戻る](#)

---

平成18年度水道事業経営指標

はしがき

我が国の水道事業は、今日ではその普及率が97%を超え、国民にとって必要不可欠な社会資本として極めて重要な役割を担っている。

しかしながら、少子高齢化の進展や節水型社会への移行等により、水需要の大幅な伸びは当面期待できない状況にある一方で、水道施設は大量更新期を迎えている上、水道施設は重要なライフラインでもあり、近年震災が頻発していることからしても、水道施設の耐震化を早急に進めることが求められているなど経費の増加が今後も見込まれており、水道事業を取り巻く環境は非常に厳しいものになっている。

こうした課題に適切に対応していくためには、事業の統合・広域化など地域の実情を踏まえた経営形態の見直しを行うと共に、民間企業の経営手法と市場経済下で展開されている競争原理を水道事業に見合った適切な形態で積極的に取り入れ、更なる経営の効率化、活性化を図る必要がある。

さらに、平成21年度からは地方公共団体の財政の健全化に関する法律が全面施行され、資金不足比率の公表に加え、基準を超えた団体については経営健全化計画の策定等が義務付けられることから、経営状況に関する説明責任が今まで以上に求められているといえる。

このような中で、総務省においては、事業の経営状況を客観的に捉え、類似団体との比較を行うための統計資料として、「水道事業経営指標」を作成しているところである。

本指標は、平成19年度地方公営企業決算状況調査を基礎とし、営業中の上水道事業(末端給水事業)について、現在給水人口、主たる水源及び有収水量密度の区分により、類似するグループごとに分類し、収益性、資産・財務状況、効率性・生産性等の観点に立ち、多様な角度から分析したものである。

本指標を、今後の経営改善に当たっての尺度として積極的に活用され、経営の健全性確保の一助としていただければ幸いである。

平成21年3月  
総務省自治財政局公営企業経営企画室長  
井上 宜也

[← 目次へ戻る](#)

---

平成18年度水道事業経営指標

総財公第103号  
総財企第75号  
総財経第96号  
平成21年7月8日

各都道府県総務部長  
（行政改革担当課、財政課、市区町村担当課扱い）  
各都道府県企業管理者  
各指定都市総務局長、財政局長  
（行政改革担当課、財政課扱い）  
各指定都市企業管理者  
各企業団企業長  
（都道府県・指定都市が加入するもの）

殿

総務省自治財政局公営企業課長

総務省自治財政局公営企業経営企画室長

総務省自治財政局地域企業経営企画室長

### 公営企業の経営に当たっての留意事項について

公営企業は住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくためには、その経営環境の変化に適切に対応し、公営企業のあり方を絶えず見直していくことが不可欠です。特に、平成21年4月から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。）が全面施行されたこと、また、「債務調整等に関する調査研究会報告書」（平成20年12月）において、公営企業について第三セクター等に準じた改革の必要性が指摘されたこと等を踏まえ、各地方公共団体に

においては、下記の事項に御留意の上、公営企業の抜本改革の推進、一層の経営の健全化等に集中的に取り組まれるようお願いいたします。

また、公営企業の経営は、中長期的視点に立って計画的に行っていくことが極めて重要であることを踏まえ、各公営企業において「経営計画」を策定し、これに基づいて経営を行うようお願いいたします。

地方債同意等基準における許可公営企業の起債許可のための「資金不足等解消計画」及び地方公共団体財政健全化法の規定に基づいて策定する「経営健全化計画」の策定上の留意事項については、この通知によるものとします。各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村並びに企業団及び関係一部事務組合（都道府県及び指定都市が加入するものを除く。）等に対しても周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

## 記

### 第一 地方公共団体財政健全化法の全面施行と公営企業の抜本改革の推進

#### 一 地方公共団体財政健全化法の全面施行等

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。）においては、公営企業ごとの「資金不足比率」並びに公営企業に係る特別会計を含む地方公共団体の財政状況を示す財政指標としての「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」について、算定及び公表が義務付けられた。これらを通じて公営企業の経営状況等及びそれらが地方公共団体全体の財政運営に及ぼす影響について明らかにされるとともに、本年 4 月からは同法の全面施行に伴い、資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業については経営健全化計画を、また、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率が早期健全化基準又は財政再生基準以上である地方公共団体は財政健全化計画又は財政再生計画を、それぞれ議会の議決を経て、定めなければならないこととなった。

また、「債務調整等に関する調査研究会報告書」においては、「地方公共団体は、基本的にすべての公営企業を対象として改革の必要性について検討を行うことが望ましい。特に地方公共団体財政健全化法上の資金不足額がある公営企業及び借入資本金を負債計上した場合に実質的に債務超過である公営企業については、積極的な検討が行われるべきである。」との指摘がなされたところである。

#### 二 公営企業の抜本改革の検討

各地方公共団体においては、これらの状況を踏まえ、各公営企業の事業の特性を勘案しつつ、その経営の実態を的確に把握し、抜本的改革の推進を平成 25 年度までの間

に集中的に行うことが望まれる。

公営企業の抜本改革の検討に当たっては、まず、現在公営企業が行っている事業そのものの意義、供給しているサービス自体の必要性について検討する必要がある、意義、必要性がないと判断された場合には、速やかに、廃止等を行うべきである。また、事業の継続、サービスの供給自体が必要であると判断された場合であっても、採算性の判断を行い、完全民営化・民間への事業譲渡等について検討する必要がある。

更に、事業手法の選択について十分検討を行い、地方独立行政法人制度、指定管理者制度、PFI事業、民間委託等の事業手法の導入について、総合的に比較検討を行い、費用対効果が最大となる事業手法を選択すべきである。なお、望ましい事業手法は、事業毎に一律に定まるものではなく、受け皿となる民間企業の存否や民間事業者とのコスト比較等、あくまでも地域や各事業者の実情を考慮し、各地方公共団体及び公営企業が主体的に決定すべきものである点に留意する必要がある。

また、「新地方公会計モデル」による公営企業会計も連結対象とした連結財務書類の整備が鋭意進められていること等も踏まえ、地方公営企業法を適用していない公営企業が、引き続き公営企業として事業を行う場合には、特段の事情がある場合を除いて、同法の全部又は一部を積極的に適用する必要がある。

これらの検討に当たっては、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」（平成17年3月29日付け総務事務次官通知。以下「新地方行革指針」という。）、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」（平成18年8月31日付け総務事務次官通知。以下「地方行革新指針」という。）及び「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」の趣旨等も踏まえたものとし、併せて、別紙1に掲げる通知等を参照されたい。

### 三 第三セクター等改革推進債の活用 の 検討

地方公共団体財政健全化法の全面施行を踏まえ、地方財政法（昭和23年法律第109号）が改正され、平成21年度から平成25年度までの間に限り、第三セクター等改革推進債を発行することができることとされた。第三セクター等改革推進債は、公営企業債の繰上償還等公営企業の廃止を行う場合に必要となる経費を対象とすることができるものであり、その活用も念頭において、抜本改革の具体案を検討されたい。

なお、第三セクター等改革推進債の取扱いについては、「第三セクター等改革推進債の取扱いについて（通知）」（平成21年4月10日総財公第59号）を参照されたい。

## 第二 公営企業の計画的経営の推進に関する事項

引き続き公営企業形態で事業を行う場合には、公営企業を含む地方財政全体が非常に厳しい状況にある中で、経営改革によって公営企業の経営基盤の強化を図っていくため

には、企業経営の現状や展望等を作成・開示しながら住民の理解と協力の下に経営を進める必要がある。

このため、より一層計画性・透明性の高い企業経営を推進するために、特別会計を単位として、様式第1号を参考とし、その資産・債務の状況にも留意しつつ、経営健全化の基本方針及び収支見込み等を記載した「経営計画」の策定を行うことが望ましい。

なお、経営計画の策定に当たっては、収支等の財務的データのみならず、提供するサービスの質、利用者の満足度、安全性等の労働環境等の非財務的データにも着目した多角的視点から検討する必要がある。また、民間企業等のデータを参考に、計画の前提となるコスト等を適正な水準に設定するよう努める必要がある。

#### 一 「経営計画」の策定

計画の策定に当たっては、下記の項目について、所要の検討を行った上、記載することが適当である。

##### 1 計画期間

計画期間は、原則として10年とすることが適当であること。

##### 2 経営健全化の基本方針

- (1) 事業の意義、提供するサービス自体の必要性
- (2) 公営企業として実施する必要性に関する事項
- (3) 組織、定員及び給与に関する事項

###### ① 効率的な組織の整備

公営企業の組織については、政策目標に基づき、効果的かつ効率的に事務・事業を処理し得る組織とする必要があること。

事業管理者については、より自律的な経営を行うことができるよう、その実質的な権限と責任の明確化を図る必要があること。

また、2以上の公営企業を経営している地方公共団体にあつては、管理部門、検査部門等業務内容の共通する部門を統合するなど、それらの事業を通じての組織の見直しについても積極的に検討すること。

###### ② 定員管理の推進

公営企業の定員管理については、「新地方行革指針」に基づき、抜本的な事務・事業の整理、組織の合理化に努めるとともに、積極的な民間委託等の推進、任期付職員制度の活用、ICT化の推進、公共施設の効率的な配置等の取組により、適正な定員管理を一層推進し、定員の純減に努めること。

なお、一般型地方独立行政法人に移行することによって、例えば、病院事業における医師確保など所要の定員増加を行うことにより収支改善を図るなどの取組みを行い易くなることが考えられること。

###### ③ 企業職員の給与の適正化

企業職員の給与については、平成18年度から実施している給与構造改革、地



域民間給与の更なる反映、特殊勤務手当等諸手当等の是正の趣旨にかんがみ、給与の見直しを速やかに実施するものであること。

ア 特殊勤務手当等諸手当の在り方については、「新地方行革指針」及び「地方行革新指針」を踏まえ、一般行政職のみならず職種全般について点検し、制度の趣旨に合致しないものや不適正な支給方法については、早急に是正すること。

イ 級別職務分類表に適合しない級への格付けその他実質的にこれと同一の結果となる不適正な給与制度・運用については、速やかに見直しを図ること。

また、級別の職員構成については、職務給の原則に則り職務実態に応じた厳格な管理に努め、上位級の比率が過大である場合には計画的に必要な是正措置を講じること。

ウ 公営企業において技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与については、「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について」（平成19年7月6日付け総行給第61号・総財公第97号）を踏まえて策定し公表した取組方針に沿って給与等の見直しに向けた取組を着実に実施すること。特に、給与の見直しに当たっては、各地方公共団体における技能労務職員の職務内容等に応じ、民間給与水準の調査・比較結果を踏まえ、住民の理解と納得を得られるものとする。

#### (4) 投資に関する事項

経営計画への建設投資の計上及びその実施に当たっては、社会経済情勢の推移に伴うサービス需要の動向等を踏まえつつ、新規事業についてはもちろん、継続事業についても、投資規模の適正化、整備進度の調整等に配慮し、過大投資ないしは過度の先行投資となることのないよう留意する必要があること。特に、継続事業であっても、将来における需要が明確に見通せない場合には、休止等を含め適切に対処する必要があること。

#### (5) 料金その他の収入に関する事項

公営企業の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営のもとにおける適正な原価を基礎とし、公営企業の健全な経営を確保することができるものでなければならないこと。このような公営企業の料金のあり方を踏まえ、次の諸点に留意のうえ、料金等の適正化を図る必要があること。

- ① 住民福祉の増進のために最少の費用で最大の効果をあげるためには、経営改善・合理化をより一層徹底することにより、原価を極力抑制すべきであること。
- ② 公営企業が健全な経営を確保するうえに必要な資金を企業内部に留保するため、料金には適正な率の事業報酬を含ませることが適当であること。
- ③ 料金改定に際しては、利用者にとって公正妥当な料金となるよう、料金体系について十分配慮すること。

- ④ 受益者負担金についても適切に徴収することにより、企業収入を確保する必要があること。
- ⑤ 料金等の改定に際しては、住民の理解と協力が得られるよう、常に公営企業の経営状況等に関する幅広い情報について積極的な広報活動を行う必要があること。

(6) 一般会計からの繰出金に関する事項

公営企業は独立採算制を経営の基本原則とし、公営企業の経費のうち、その性質上企業経営に伴う収入をもって充てることが適当でないもの、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難であると認められるもの等については、法令等に基づき、一般会計等が負担又は補助をし、あるいは出資をすることとされ、これらの経費を除き、当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされていること。これらの経費負担区分による一般会計からの繰出しの基本的考え方は、毎年度「地方公営企業繰出金について」（総務省自治財政局長通知）として通知しているところであること。

このような経費負担区分については、その適正な運用を図るとともに、公営企業会計においても、社会経済情勢、厳しい地方財政の状況等を踏まえ、一層の自助努力により独立採算制の基本原則に立脚した経営に努める必要があること。

(7) 経営基盤の強化に関する事項

① 組織の活性化と人材の育成

職員一人ひとりの意識改革を進め、企業意識の徹底を図るとともに、サービス精神と広い視野に立った経営感覚のある人材の育成に努め、個々の職員の能力を組織体としての経営能力の向上に適切に結びつけることが必要であること。

また、明確な目標設定と効果的な進行管理の徹底、民間の発想・手法を導入・応用すること等により、各公営企業の実情に応じた人材育成、経営能力の向上に努めることが適当であること。

② 企業環境の整備

公営企業の経営改善のためには、企業環境の整備を図ることが重要であること。このため、一般会計と公営企業との相互協力を図ることとし、例えば、水道事業における水源の確保及び水質汚染の防止、交通事業におけるまちづくりと一体となった需要喚起策、病院事業における保健・福祉との一体的推進、下水道事業における下水汚泥の再生利用等のように、公営企業の経営努力のみでは解決の困難な問題については、国、地方公共団体の一般行政部門、その他関係機関等の協力を求め、一体となってその解決を図る必要があること。

③ 資産の有効活用等

採算性の確保、本来業務への影響等を十分勘案しつつ、企業用資産の有効活

用、附帯事業の適切な実施など企業の有する資産や知識、技能の活用を図り、経営の活性化に努めることが必要であること。

④ 広域化等の推進

公営企業における経営基盤の強化、経営効率化の推進、地域住民に対するサービス水準の向上等を図る観点から、地域の実情に応じ、事業の広域化や統合を推進することとし、企業団、一部事務組合等の設置、事務の委託などによる共同処理方式を積極的に活用するほか、近隣の事業主体との間で機能の重複・競合を避け、相互に適切な機能分担が図られるよう連携強化を推進することが適当であること。

⑤ 新技術の活用

公営企業に係る施設の整備に当たっては、低炭素革命等未来への投資となる新エネ・省エネ技術等の導入を図るとともに、経営の改善に資する新技術・システムの開発、導入に努めることが望ましいこと。

⑥ 民間委託等の推進

民間委託等により実施することが適当な事務については、当該企業による適切な管理監督のもとに、適正な業務運営の確保及びサービス水準の維持向上に留意しつつ、積極的かつ計画的に民間委託等を推進することが必要であること。

なお、委託先の選定に当たっては公正かつ適正な手法による必要があるほか、委託先の定期的な見直しや業務執行能力についての定期的な評価等を行うことが望ましいこと。

また、料金徴収事務など他の公営企業に委託することにより効率化が図られる事務については、積極的に委託を推進することが必要であること。

(8) 資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金の不足額がある場合にはその解消策

資金不足比率又は地方財政法に定める資金の不足額がある場合には、その発生の要因を分析し、解消のための方策を明らかにする必要があること。

なお、解消策の実施に伴う収益の増加分については、業務量の増加に対応して必要とされる支出増に充てるもののほかは、まず資金不足額の解消に充てる必要があること。

(9) 資金管理・調達に関する事項

収支計画と併せて資金計画を策定し、適正かつ効率的な資金管理及び資金調達を行うとともに、内部留保の適切な活用を図ることが望ましいこと。

(10) 情報公開に関する事項

情報公開の様式等については、別紙2の項目例も参考にして経営情報をとりまとめ、例えば料金水準、人件費などについては他の同種企業の対応するデータも添えるなど、住民が理解・評価しやすいように工夫することが望ましいこと。

(11) その他重点事項（例：防災対策の充実、情報通信技術の活用、危機管理等の体制整備、環境対策の充実、入札手続きの改善等）

① 防災対策の充実

公営企業が住民の日常生活に欠くことができない重要なサービスを提供していることにかんがみ、施設の耐震性の強化等防災安全対策については、経営計画に位置づけるなど、計画的かつ速やかな実施に努めることが望ましいこと。

② 情報通信技術の活用

I C Tを最大限活用した業務改革、行政改革を行い、経営管理の高度化、業務処理の簡素化・効率化及びサービス水準の向上に努めること。

③ 危機管理等の体制整備

危機管理、情報管理等のリスク管理のための体制を整備し、特に事故や災害等の緊急事態が発生した場合に、職員や外部委託した業者が的確に対応できる体制を整備することが必要であること。

また、企業活動の中で適用される法令が遵守される体制を整備する必要があること。

3 収支見込み（各年度ごとの収入及び支出に関する計画）

収支の見込みは、様式第2号又は第3号を参考に作成し、人口動向等需要予測に係る基礎数値等に関する注記を明示する又は参考資料を添付することが適当であること。

地方財政法に定める資金の不足額がある公営企業については、収支計画を通じて、計画期間内に当該資金の不足額が解消されることを明らかにする必要があること。

なお、地方財政法第6条の規定が適用されず、また、地方公営企業法の適用もない事業についても、地方財政法第5条第1号の規定により起債するなど公営企業として経営する場合には、当該事業が公営企業として独立採算を原則として経営され、事業開始後一定期間内において収支相償するものであることを明らかにするため、当該事業の実施単位ごとに経営計画を策定することが適当であること。

二 「経営計画」を活用した業績評価等

経営計画策定の実効を挙げるため、計画の達成度を評価し、また、計画と実績の乖離及びその原因を分析し、その結果を計画修正や次期計画の策定等企業経営に反映させる計画策定（Plan）－実施（Do）－検証（Check）－見直し（Action）のサイクルを導入する必要がある。このサイクルを企業経営の中に定着させるためには、評価結果を予算編成や定員管理等に反映させるルールを確立することが望ましく、また、評価の過程において学識経験者や地域住民の参加を図ることによって評価の客観性が確保されるように留意する必要がある。

さらに、各種の経営指標等を用いて経営規模等の類似する民間企業を含む他の同種

企業との経営状況の比較を行い、また同種企業における経営改善事例を積極的に活用して経営分析を行い、計画の達成に向けた経営健全化・効率化の推進に努めることが望ましい。

### 第三 公営企業の経営に係る事業別留意事項

経営計画等の策定に当たっては、事業の種類に応じ、次の事項に留意されたい。

#### 一 水道事業及び工業用水道事業

- 1 水道事業については、水道普及率が97%を超え、建設投資の内容が新設拡張事業から改良・更新事業へと移行しつつあること、人口減少時代の到来とともに節水型社会への移行などにより水需要見通しに状況変化が生じうることを踏まえ、その運営に当たっては、地域住民のニーズの的確な把握と適切な建設改良計画の策定に努め、投資規模の適正化を図ること。特に、ダム等水源施設整備への参画に当たっては、長期水需給計画を適宜見直した上で必要量、採算性、建設期間及び負担内容を精査し、関係機関との調整に十分配慮する必要があること。
- 2 経営効率の向上、原水の共同確保、重複投資の排除等を図るため、地域の特性を踏まえ、事業の規模、効果等を勘案しつつ、積極的に事業の統合化・広域化を推進し、財務・技術基盤の強化を通じた効率的な経営体制の確立を図ることが適当であること。
- 3 水道は基礎的なライフラインであり、その機能を確保するために十分な安全対策を講じる必要があるため、老朽管の更新を含め計画的に災害対策（施設等の耐震化）・保安対策事業を実施することが適当であること。
- 4 水道料金については、原価主義の原則に基づき、更新財源や安全対策に要する経費を適切に確保するとともに、需要者間の負担の公平の要請に対応した料金体系の整備充実に努める必要があること。
- 5 職員給与費、動力費等の維持管理費の節減をはじめとするコストの低減について格段の努力を払うとともに、「水道事業経営指標」等の経営指標の積極的な活用を図り、給水人口規模等の類似する他の事業者の経営状況等を参考にし、経営効率化を推進することが必要であること。
- 6 工業用水道事業にあっても、おおむね上記の諸点に準じることとするほか、とりわけ相当程度の量の未売水を抱え、先行投資負担が増大している事業者が存在している状況を踏まえ、関係部局と連携をとりつつ、水需要の見通し及び施設計画の見直し、他用途への水源転換等を含め、幅広い観点から各種の方途を講じることにより経営健全化に努める必要があること。

#### 二 交通事業

- 1 交通事業については、安全性の確保に留意しつつ企業の経済性を発揮するとともに

休養宿泊施設については「民間と競合する公的施設の改革について」（平成 12 年 5 月 26 日付け閣議決定）の趣旨を踏まえ、施設の新設に当たっては、周辺の民営事業者との協調を図り、真に必要なものに限ること。

また、既存の施設については、施設そのものの必要性及び公営企業で運営することの適否について十分に検討すること。特に、経営状況が悪化しているものについては、第三セクター等改革推進債を活用した事業の廃止を含め抜本的改革に積極的に取り組むこと。

#### 第四 「資金不足等解消計画」策定上の留意事項

地方債同意等基準第三、六、1 に定める「資金不足等解消計画」は、様式第 4 号を参考とし、特別の事由がない限り、前記「経営計画」を基本として策定するものとする。地方財政法に定める資金の不足額は、事業の性質等を勘案しつつ必要最小限度の期間内に解消する必要があり、原則として 10 年以内（病院事業にあつては、5 年以内）に解消すべきである。

また、「工業用水道事業における未稼働資産等の整理による経営健全化について」（平成 14 年 4 月 19 日付け総務事務次官通知）、「地下鉄事業の経営健全化について」（平成 15 年 4 月 21 日付け総務事務次官通知）及び「公立病院特例債の取扱いについて」（平成 20 年 6 月 6 日付け総務省自治財政局地域企業経営企画室長通知）により経営健全化対策を実施している場合及び公立病院特例債を発行した場合は、当該通知に基づく計画を資金不足等解消計画とみなすものとする。

#### 第五 「経営健全化計画」策定上の留意事項

##### 一 「経営健全化計画」の策定

##### 1 経営健全化計画の作成に当たっての基本的な考え方

地方公共団体財政健全化法の規定により指標算定年度の前年度の決算に基づいて算定された資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業が策定しなければならない経営健全化計画は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成 20 年総務省令第 8 号）別記様式第 16 号により、前記「経営計画」策定の基本的考え方に準じて策定するものとし、資金不足比率を経営健全化基準未満とすることを明らかにしなければならない。この場合、経営健全化計画策定の前提資料となる収支計画については第四と同様の考え方により様式第 2 号又は第 3 号を参考に、地方財政法に定める資金の不足額を解消することを明らかにするものとする。

また、次の点に留意されたい。

- (1) 経営健全化計画には、各地方公共団体において当該公営企業の経営に要する経費について一般会計等との負担区分の明確化を図った上で、公営企業の経営に伴

う収入をもって充てることとされたものについては、経営の合理化と料金の適正化によって速やかに単年度損益収支の均衡を図るとともに、過去に生じた資金の不足額について、計画期間中のみならず、計画期間後も経営健全化の取組を継続することを通じて解消することができるよう、その基礎となる方策を定めるべきものであること。

- (2) 公営企業の経営の健全化を確実に推進するためには、住民等の理解と信頼を得ることが不可欠であり、当該地方公共団体が総力を挙げて公営企業の改革に取り組むとともに、適切に説明責任を果たし、その基本方針や取組内容を経営健全化計画に分かりやすく示すことが必要であること。
- (3) 経営健全化計画を定めるに当たっては、資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因についての客観的かつ的確な分析が前提となること。また、分析及び計画の策定に当たっては、監査委員や外部監査人による監査における指摘事項を十分踏まえること。
- (4) 過去に生じた資金の不足額を解消するための財源については、その資金の不足額が生じた原因を踏まえ、経営の合理化によるほか、料金の適正化、一般会計等との経費負担区分の適正化等の適切な財源措置を講ずる必要があること。
- (5) 経営健全化計画にこれらの措置を定めるに当たっては、当該計画の実行可能性を十分に確保する必要があること。
- (6) 経営健全化計画に基づく取組の結果、期待される経営健全化の効果額を明らかにすること。

## 2 他の計画との整合性の確保等

財政健全化団体又は財政再生団体である地方公共団体は、経営健全化計画を定めるに当たっては、財政健全化計画又は財政再生計画との整合性の確保を図らなければならないこと。

この場合、特に、経営健全化計画の対象となる公営企業に対する一般会計等からの繰出金の額及び当該公営企業会計における資金の不足額について、財政健全化計画又は財政再生計画に及ぼす影響について留意すること。

また、経営健全化計画には、原則として経営計画及び資金不足等解消計画に記載されている事項を含めることが適当であること。

## 3 経営健全化計画の内容

### (1) 資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因の分析

資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因を分析し、経営悪化の原因となった事務事業等を特定する必要があること。当該事務事業等について、経営悪化につながった具体的事実関係を明らかにすること。

この分析に当たっては、経営の健全化のために改善が必要と認められる事務の執行に対する個別外部監査の結果を真摯に踏まえて、検証を行うこと。

また、同種の公営企業を経営する他の地方公共団体や、類似事業を経営する民間企業との比較等を通じ、経営の合理化のあり方、料金水準のあり方、一般会計等による経費負担のあり方等について、十分な分析を行うこと。

(2) 計画期間

経営健全化計画の計画期間は、経営の健全化を図る事業の性質、健全化の効果、健全化判断比率への影響、当該地方公共団体の財政規模等を総合的に勘案して必要な最小限度の期間とする必要があり、4年以内を基本とすべきであること。

ただし、地方公共団体財政健全化法施行時において資金不足比率が相当高く、これを引き下げするための対応に一定程度期間を要する場合には、4年を超えて設定することも考えられること。この場合には、経営の健全化に集中的に取り組むため、4年程度を目途に中間目標を設定するとともに、できる限り計画期間を短縮するようその前倒しに努めること。

(3) 公営企業の経営の健全化の基本方針

公営企業の経営の健全化の基本方針には、経営健全化計画に基づき実施する経営健全化のための措置の要綱を簡潔にとりまとめ記載すること。この場合、経営健全化計画を策定する以前から取り組まれてきたもの、取組の内容を充実させるもの、新たに取り組まれるもの等の区別を、資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因と関連付けながら分かりやすく記載することが望ましいものであること。

(4) 資金不足比率を経営健全化基準未満とするための方策

資金不足比率を経営健全化基準未満とするための方策については、例えば、収益の増加又は経費の節減を内容とする経営の合理化、料金の適正化、一般会計等からの出資金、負担金、補助金等の繰入れの計画等を記載するものであること。

(5) 各年度ごとの前号の方策に係る収入及び支出に関する計画

- ① 資金不足比率を経営健全化基準未満とするための方策の具体的な措置の結果生じることが見込まれる収入及び支出面での効果額を、各年ごとにとりまとめて記載すること。
- ② 収入の見込みに当たっては、あらゆる資料に基づいて正確にその財源を補そくし、かつ、経済の現実に即応してその収入を算定する必要があること。
- ③ 支出の見込みに当たっては、法令の定めるところに従い、かつ、合理的な基準によりその経費を算定する必要があること。

(6) 各年度ごとの資金不足比率の見通し

各年度ごとの資金不足比率は、経営健全化計画に定められた行財政上の措置を受けて算定されるものであることから、当該措置と資金不足比率との関係について、適宜簡潔な説明を加えることが望ましいこと。

(7) その他経営の健全化に必要な事項



資金不足比率の改善に与える効果自体を直ちに測ることは困難であるものの、経営の健全化に資する事務処理の効率化等の取組についても、具体的に記載するものであること。

## 二 経営健全化計画の策定手続等

### 1 経営健全化計画の策定期限

経営健全化計画は指標算定年度の末日までに策定することとされていること。ただし、当該年度に起債の許可を得ようとする地方公共団体は、第五、六、二を踏まえ、当該許可手続との関係にも留意する必要があること。

### 2 経営健全化計画の策定手続

経営健全化計画を策定することになる場合は、以下のような手続を経る必要があり、年度内に経営健全化計画を策定するためには、各手続の進行管理に十分注意すること。

- (1) 公営企業の決算の調製
- (2) 資金不足比率の算定
- (3) 資金不足比率の監査委員の審査
- (4) 資金不足比率の議会報告・公表
- (5) 個別外部監査の要求等
- (6) 経営健全化計画の議会の議決・公表

### 3 個別外部監査の要求等の手続

2(5)の個別外部監査の要求等の具体的な事務手続は次のとおりであり、年度内に経営健全化計画を策定する必要があることから、速やかに事務処理を行うこと。

- (1) 長が監査委員に対し、地方自治法第 199 条第 6 項の規定に基づく監査を行い、かつ、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを要求
- (2) 監査委員がそれについて意見を長に通知（地方自治法第 252 条の 41 第 3 項）
- (3) その意見とともに、長は個別外部監査契約に基づく監査によることについて議会に付議（地方自治法第 252 条の 41 第 4 項において準用する同法第 252 条の 39 第 4 項）
- (4) (3)の議会の議決を経た場合には、長は監査委員の意見を聴いて個別外部監査契約を議会の議決を経て締結（地方自治法第 252 条の 41 第 4 項において準用する同法第 252 条の 39 第 5 項及び第 6 項）

なお、(3)と(4)の議会の議決は同じ議会で処理することとしても差し支えないこと。

### 4 経営健全化計画の公表及び報告

経営健全化計画の公表は、住民自治による財政の健全化及び公営企業の経営の健全化を推進する上で必要なものであり、経営健全化団体（経営健全化計画を定めて

いる地方公共団体をいう。以下同じ。)の長は、当該公営企業が取り組もうとする経営の健全化の基本方針や具体的な方策について、分かりやすく公表するよう努めること。

#### 5 経営健全化計画の実施状況の報告及び公表等

経営健全化計画の実施状況の公表は、住民等から不断のチェックを受けることを目的としているものであることから、経営健全化団体の長は、当該公営企業の経営の健全化の取組が計画に沿って着実に実施されているかどうか等について、前年度の決算の数値等を用いて分かりやすく公表するよう努めること。

#### 6 その他

経営健全化計画の策定又は変更に関連して予算の調製、条例等の制定改廃等が必要となる場合には、当該計画が速やかに実効性あるものとなるよう、経営健全化計画の策定又は変更に関する議会の議決と同時に、これらの手続を行うことが適当であること。

### 三 経営健全化計画の変更

経営健全化計画を変更した場合には、速やかにこれを公表するとともに都道府県及び指定都市にあっては総務大臣に、市町村及び特別区にあっては都道府県知事に報告しなければならないこと。

なお、計画期間を延長し、又は資金不足比率を経営健全化基準未満とするための方策に位置づけられた取組みを行わないこととするような変更は、原則として行うべきではないこと。

### 四 経営健全化計画の完了

公営企業の経営の健全化が完了した後の当該公営企業の経営の方針を定めるに当たっては、公営企業の経営の健全化が完了した後も、地方財政法に定める資金の不足額がある場合には、可能な限り早期に資金不足額を解消するよう努めるべきであることに留意すること。

### 五 経営健全化計画の策定を要しない公営企業

- 1 指標算定年度の前年度の資金不足比率（指標算定年度の前々年度の決算に基づき算定された資金不足比率をいう。）が経営健全化基準未満である場合又は公営企業の事業を開始した日が指標算定年度の前年度の中途である場合であって、指標算定年度の翌年度の資金不足比率（指標算定年度の決算に基づき算定されるべき資金不足比率をいう。）が経営健全化基準未満となることが確実であると認められる公営企業については、経営健全化計画の策定を要しないこと。

- 2 1の場合においては、当該地方公共団体の長は、指標算定年度の翌年度の資金不

足比率が経営健全化基準未満となることが確実であると認められると判断した客観的理由について、直ちに、当該地方公共団体の議会及び住民に対して明らかにし、かつ、総務大臣に報告しなければならないが、この判断に当たっては、指標算定年度の資金不足比率が経営健全化基準以上となっている事実にかんがみ、慎重な分析が必要になること。

- 3 指標算定年度末までに公営企業に係る特別会計を廃止する場合には、当該公営企業に係る経営健全化計画の策定を要しないこと。

## 六 その他

- 1 経営健全化計画を策定する公営企業は、資金不足等解消計画の策定を要しない。
- 2 資金不足比率が経営健全化基準以上となると見込まれる公営企業については、特段の事情がない限り、速やかに経営健全化計画を策定した上で起債の許可申請を行うものとする。

## 第六 その他

- 一 平成 21 年度における公営企業に係る起債の協議又は許可申請を行う地方公共団体及び公営企業への地方債同意等基準等の適用については、平成 20 年度までの地方債同意等基準等による公営企業経営健全化計画を資金不足等解消計画とみなすことができる。
- 二 この通知の施行に伴って以下の通知は廃止する。
  - 1 地方公営企業への民間的経営手法の導入の促進について（平成 14 年 3 月 29 日付け総財公第 26 号自治財政局公営企業課長通知）
  - 2 地方公営企業の経営の総点検について（平成 16 年 4 月 13 日付け総財公第 33 号自治財政局公営企業課長通知）
  - 3 公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日総財公第 46 号、総財企第 71 号、総財経第 65 号自治財政局公営企業課長、公営企業経営企画室長、地域企業経営企画室長通知）
- 三 地方公営企業会計制度については、企業会計との整合性等を図るための所要の改正を行うため、研究会を開催して検討を行っているので、留意されたい。

に、民間委託や民間的経営手法の導入等、経営の一層の健全化・効率化に努めること。

- 2 地下鉄事業等にあつては、巨額の建設費を要し収支が均衡するまでに極めて長い期間を要する。特に新線建設については、事業の経営状況が地方公共団体の財政に重大な影響を及ぼしうることから、その必要性・需要の動向、採算性を十分に検討の上、慎重に対処すること。
- 3 バス事業にあつては、地方公営企業としてサービス供給を行う必要性について、民間への事業譲渡等の選択肢を含め再検討する必要があること。その上で、地方公営企業によりサービス供給を継続する場合には、職員定数や給与水準の適正化等、経営効率化に努めること。

特に、バス事業運転手の給与等については、総合的な点検を行い、その現状、見直しに向けた基本的な考え方、具体的な取組内容等を策定し公表するよう要請してきたところであるが、引き続き、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情をも考慮しながら、特に地域の民間バス事業者との均衡に一層留意し、住民の理解と納得が得られる適正な給与制度・運用となるようにすること。

- 4 交通機関の路線等の配置・再編成、複数の交通機関相互の乗り継ぎ施設の整備、バスレーンの設定・駐停車規制の強化等の走行環境の整備等については、総合的な都市機能の増進を図る視点のもとに推進していくことが重要であり、地方公共団体の一般行政部門その他の関係機関との密接な連携のもとに取り組み、その長所を最大限生かした運営に取り組むこと。

### 三 病院事業・介護サービス事業

- 1 病院事業については、「公立病院改革ガイドライン」（平成19年12月24日付け自治財政局長通知）を踏まえ、各地方公共団体において、①経営の効率化、②再編・ネットワーク化及び③経営形態の見直しの3つの視点に立った「公立病院改革プラン」の策定及びその実施に着実に取り組み、公立病院の健全経営と地域において必要な医療提供体制の確保を図ること。
- 2 介護サービス事業については、地域住民の介護サービスのニーズ、地域における他の介護サービス施設等の整備状況等を的確に把握することにより、地域における当該介護サービス施設の役割を明確にした上で、適正な規模とするとともに、業務の民間委託や事業の譲渡等を検討すること。

### 四 下水道事業

#### 1 経営について

- (1) 下水道事業は一般に建設投資規模が大きく、建設期間も長期にわたるなど、地方公共団体の財政運営に与える影響が多であることを十分認識し、人口動態や

普及率、水洗化率の伸率など現実的な見通しに基づく収支計画を踏まえて適切な事業の実施に努めること。

- (2) 下水道事業を実施するに当たっては、各地方公共団体は、公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択し、計画的・効果的に整備を行うこと。
- (3) 投下資本の早期回収を図るため、資本費、維持管理費等を考慮した長期の財政見通し等を策定することにより、長期的視点に立った効率的な経営に努めること。その際、併せて将来の使用料水準、一般会計に与える影響等についても十分配慮すること。
- (4) 効率的な業務の遂行を図るため、維持管理業務については可能な限り民間等への委託を推進すること。
- (5) 分流式下水道等による経費の繰出基準を踏まえ、汚水処理経費についても、使用料で賄うべき経費と一般会計で負担すべき経費とを明確に区分するとともに、使用料が低い水準にとどまり、使用料で賄うべき経費を一般会計からの繰入等により賄っている地方公共団体にあつては、早急に使用料の適正化に取り組むこと。
- (6) 水洗化率及び有収率が低い事業については、有収水量の増加による使用料収入の確保及び施設の利用効率改善のため、接続促進や不明水削減等により早期改善を図ること。
- (7) 経理内容を明確化するため、地方公営企業法の財務規定等を適用することが適当であること。特に、新規に事業着手する団体にあつても、事業開始時からその適用の準備に努めること。
- (8) 下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び使用料徴収月 3,000 円／20 m<sup>3</sup>を前提として行われていることに留意すること。
- (9) 資本費平準化債の活用により、減価償却費を基本とした資本費の算定による適正な汚水処理費及び使用料の設定に努めること。

## 2 受益者負担金の徴収について

- (1) 下水道等が敷設されると排水区域内の土地の財産価値が増加するが、これは一般国民、市民の負担による公費の投下によってもたらされたものであるから、その増加の一部を公費に還元することが負担の公平から見て適当であり、受益の限度内において、土地の所有者等の受益者が建設費の一部を負担することが妥当であること。
- (2) 受益者負担金は汚水処理施設整備の貴重な特定財源であり、下水道整備の現状と下水道整備による環境の改善、利便性、快適性の向上、土地の利用価値の増進に照らし、建設に伴う受益者負担金の徴収は積極的に行うべきであること。
- (3) 受益者負担金の徴収額の決定に当たっては、受益の範囲内で事業費の一部を負

担するという原則に立脚しつつ、全国の徴収状況も勘案して、公共下水道等の集合処理施設（流域下水道及び特定公共下水道を除く。）については全事業費の5%程度、各戸等に設置される合併処理浄化槽（特定地域生活排水処理施設、個別排水処理施設及び小規模集合排水処理施設）については全事業費の10%程度を徴収し事業費へ充当すること。

(4) 受益者負担金等は、単年度において(3)で記述した割合を上回る額が徴収されたとしても、上回る分について必ずしも当該負担金等を特定財源として起債額を減ずる必要はなく、超過分は建設積立て若しくは剰余金としての繰越し等により次年度以降の財源とすること、又は過年度事業に係る一般会計からの借入金の返納に充てることもできることに留意すること。

(5) 特定公共下水道については、特定の事業者の事業活動に主として利用されることから、補助事業の地方負担額のうち50%程度を徴収し事業費へ充当すること。

(6) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に基づき都道府県が行う公共下水道幹線管渠等整備事業に係る受益者負担金等については市町村において確保すべきものであること。

したがって、都道府県の地方負担額及び対象事業費に対して、市町村が確保した受益者負担金等を市町村負担金として充てることが適当であること。

## 五 電気事業

- 1 電気事業については、発電所の省力化、無人化及び民間委託を図ること等により経営効率化を一層推進する必要があること。
- 2 風力発電事業については、適正な風況調査を行うとともに、確実な売電収入を見込み、事業開始から一定期間内において収支相償する事業であることを確認した上で実施する必要があること。

## 六 ガス事業

- 1 ガス事業については、経費の節減、適切な内部留保の確保等による経営基盤の強化に努めるとともに、ガスの製造・供給設備の保安対策に十分配慮すること。
- 2 熱量変更を行う事業においては、繰延勘定償却による経営への影響も十分に考慮した上で、計画的に実施する必要があること。
- 3 経年管対策を行う事業においては、供給段階における事故を低減させるため、特にねずみ鋳鉄管等の経年管について、早急に取替え・更正修理等の対策を講じる必要があること。
- 4 各公営ガス事業者にあつては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（平成14年6月25日閣議決定）等を踏まえ、これまでも民営化・民間譲渡等が進められているが、エネルギー分野における規制緩和の進展も踏まえ、引き続き地域

の実情や地域住民の意向等を十分に踏まえつつ、民営化等の検討を行うこと。

## 七 港湾整備事業

- 1 港湾整備事業については、特別会計を設置して経理区分を明確にするとともに、公共事業、臨海土地造成事業等と一体となって実施されるものが多いことから、関連公共事業の進捗予定と十分に整合をとりつつ、適正な規模で計画すること。また、継続事業にあっても、関連事業の遅延、社会経済情勢の変化等に対応して適時適切な見直しを行う必要があること。
- 2 事業の実施に当たっては、独立採算原則に照らし、一定期間において収支が相償することが必要であること。特に、ふ頭用地造成事業にあっては、一般に建設投資規模が大きく、収支が相償するまでに長期間を要することから、社会経済情勢の変化に伴うサービス需要の動向、貨物取扱見込量等を踏まえつつ、過大な投資にならないよう慎重に検討すること。

## 八 市場事業・と畜場事業

市場事業・と畜場事業については、生産・出荷の大型化、消費者ニーズの多様化など取り巻く環境の変化を踏まえ、適正な規模で計画・実施するとともに、適時適切な計画の見直しを行う必要があること。また、経営体質強化、効率化等を図るため、事業の統廃合や広域化についても積極的に検討する必要があること。

## 九 地域開発事業

- 1 事業の実施に当たっては、必要性、造成地等の需要の動向、採算性及び地価の変動によるリスク等を十分に勘案し、慎重に対処すること。
- 2 経営計画の策定に当たっては、収支の不確実性を考慮する観点から、原則として10年以内に造成及び処分が完了することを前提とした計画とすること。また、事業の性質上、当初造成から処分完了まで10年を超えると見込まれる事業（大規模な水面埋立事業等）にあっては、当該事業内容を踏まえた年限とすること。ただし、財政規律の観点から30年以内を原則とすること。
- 3 既に着手した事業については、社会経済情勢の変化等に対応して適時適切な計画の見直し等を行う必要があり、状況に応じて造成地の利用計画、処分方法等の抜本的な見直しを行うなど適切な措置を講じる必要があること。特に、経営状況が悪化しているものについては、第三セクター等改革推進債を活用した事業の廃止を含め抜本的改革に積極的に取り組むこと。
- 4 地方債の元利償還金等の債務の総額が現存する資産の時価の総額を超えるときで、今後の資産の売却等によっても解消できないと見込まれる資金不足が発生しているときには、これを放置することなく計画的な一般会計からの繰出し等により適

切に解消を図る必要があること。

- 5 造成地等の売却が進まないまま償還期限が到来した建設改良費の財源に充てた地方債の元利償還金の支払いに充てるため、当該地方債を充てた地区の現存する資産の価額から当該地区に係る既発債の今後の元利償還金等の総額（当該年度に発行を予定している元利金債（※）の発行後見込まれる利子を含む。）を控除した額を対象限度額として地方債（元利金債）を発行することが可能であること。ただし、当初計画から事業が遅延していることを踏まえ、再度売却が遅れることにより多額の資金不足等が生じることのないよう、元利金債の償還方法は原則として定時償還方式とし、当初の建設改良費の財源に充てた地方債の起債から30年以内に一般会計からの繰出し等も含めて計画的に債務を解消することが適当であること。また、元利金債の発行に当たり、すでに資金不足が生じている場合には、元利金債の償還と同様の考え方により、早期かつ計画的に解消すること。

※ 「元利金債」とは、地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）第12条第3号に定める「宅地造成事業に係る資産のうちいまだ売却されていないものに係る地方債の利子」及び同条第4号に定める「建設改良費の財源に充てるために起こした地方債の元金償還金」の財源に充てるために起こす地方債をいうものであること。

- 6 販売を目的として所有する土地を売却した場合に見込まれる収入の額については、地方公共団体財政健全化法に基づく評価額を踏まえ適切な価額を見込むとともに、将来の金利負担等についても、客観的データに基づいて適切に見積もる必要があること。併せて状況の変化に対応して適時適切に計画の見直しを図っていくことにより、その精度を確保していく必要があること。
- 7 売却に至るまでの間に、賃貸方式により造成地等を活用する場合には、賃料収入やそれに伴う支出を適切に見込むとともに、事業の採算性が確保されるよう適切な処分計画を常に策定しておく必要があること。

## 十 観光その他事業

観光その他事業は、地方公共団体の創意によって行われるものであるため、様々な事業が想定されるが、民営事業者と競合する業種が多いことから、採算性に加えて公営の必要性及び既存の民営事業者との競合関係についても十分に検討する必要があること。

### 1 有料道路事業・駐車場整備事業

事業の実施に当たっては、輸送力の増強、交通混雑の緩和等の事業効果について十分な検討を行うとともに、利用状況の見通し、収支見込についても具体的な検討を行い、採算性の確保に努める必要があること。

### 2 観光施設等事業



公共事業の需要予測等に関する調査  
結果に基づく勧告

平成20年8月

総務省

## 前 書 き

公共事業については、厳しい財政事情の下、重点的かつ効率的な実施の徹底が求められており、当該事業の実施により費用に見合った効果が得られることが要請されていることから、その費用便益分析（いわゆるB/Cの算定等）を行う際の前提となる需要予測等の的確な実施が重要なものとなっている。また、事業期間が長期にわたるものについては、途中段階においても適時適切に需要予測等を見直し、その結果を公共事業の実施に反映させることが重要である。さらに、公共事業の需要予測等については、今日、人口構造等が大きく転換しようとしている状況の下で、社会経済情勢の将来の変動を十分に織り込みながらよりの確なものにしていくとともに、情報公開や事後的な検証・見直しを徹底していくことが重要である。

このようなことから、公共事業の需要予測等については、従前から様々な指摘があり、予算編成段階においては、「事業評価に当たっては、直近の人口動態等を踏まえた厳正な需要予測を行うとともに、乖離の原因、改善策も含めた関連情報の公開を徹底するほか、第三者によるチェック機能を強化する」との閣議決定（「平成16年度予算編成の基本方針」（平成15年12月5日））等を受け、関係省においても、需要予測モデル等の策定・改良、需要予測等に用いるデータの高精度化等により、公共事業の需要予測等の改善等に努めることが求められている。

また、専門家の間では、データ解析手法の精緻化等により需要予測の手法自体の合理性は高まってきたが、過大な需要予測が行われているとの批判や実施過程が不透明であるとの不信感が国民から示されており、更なる手法の改善を図るとともに情報公開により国民の信頼を得ることが重要であるとの指摘がある。

なお、公共事業の需要予測等に関する最近の動きとして、道路の中期計画について、最新の需要推計などを基礎に、新たな整備計画を策定することとされたこと（道路特定財源等に関する基本方針（平成20年5月13日閣議決定））

が挙げられる。

この調査は、需要予測等の改善等を通じて公共事業の重点的かつ効率的な実施の徹底、透明化等を図るとともに、公共事業の実施に対する国民の信頼を確保する観点から、公共事業の実施手順、公共事業の需要予測等の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

## 目 次

1	公共事業の実施手順と需要予測等	1
(1)	公共事業の実施手順	3
(2)	公共事業により整備する施設・設備等の規模・規格の 決定要因	5
(3)	需要予測等の実施者	7
(4)	需要予測等のチェック体制	7
2	需要予測等の実施状況等	
(1)	需要予測等の実施内容	9
(2)	需要予測等の見直し及び事業への反映状況	13
(3)	需要予測等の結果の検証状況等	21
(4)	需要予測等の公開、検証	26
3	所見	28
(別紙1)	各公共事業における制度の概要	30
(別紙2)	各公共事業の実施の流れとその需要予測等の実施時期・ 実施者・実施目的	34
(別紙3)	調査対象75か所における工期、需要予測等の時期等	36
(別紙4)	各公共事業における需要予測モデル等のパターン別の ポイント	43
(別紙5)	需要予測値に対する実績値の割合	49

## 1 公共事業の実施手順と需要予測等

公共事業は、経済成長や国民生活の質の向上、安全の確保等に不可欠な社会資本を整備することで、これまで我が国の発展に大きな役割を果たしてきた。

しかし、公共事業については、厳しい財政事情の下、累次の閣議決定（各年度の予算編成の基本方針、経済財政運営と構造改革に関する基本方針等）において、重点的かつ効率的な実施の徹底が求められており、新規事業の採択時における需要予測等（注）の的確な実施や、事業期間が長期にわたる事業の途中段階での適時適切な需要予測等の見直し・評価及びその結果の適切な反映が重要となっている。

（注）本調査において「需要予測等」とは、公共事業により整備する施設・設備等の規模・規格等の計画、決定、変更等を行うために、i) 施設・設備等に係る将来の需要を推計すること、ii) 施設・設備等に係る各種整備計画、法令等が定める基準等を適用すること、又はiii) 主として受益地域又は受益者の申請・意向を踏まえ、法令・通知等に定められた基準等を根拠として需要を推計することをいう。

また、総務省統計局の平成17年国勢調査の確定人口に基づく推計人口によると、我が国の総人口は平成16年12月の1億2,783万8,000人をピークに減少傾向を示している（19年10月1日現在の推計人口は1億2,777万1,000人）。今後、本格的な人口減少・超高齢社会の到来が予想されており、国立社会保障・人口問題研究所では、日本の総人口は平成17年以後、全体として長期の人口減少過程に入るものと分析している。

公共事業の中には、その施設・設備等の規模・規格等を決定するに際し、人口が重要な要素となるものなどもあることから、このような人口減少社会の到来等の構造変化を踏まえた公共事業の需要予測等の厳格な実施が求められている。

公共事業における需要予測等は、その施設・設備等の必要な規模・規格等を適時適切に決定するための重要な手段の一つであるが、一方において、将来における当該施設・設備等の正確な利用見込みやニーズ等の値を完璧に推計することは困難な面があり、需要予測等の結果と実績値との間にはかい離が生じる場合があるなど、需要予測等には一定の限界がある。

しかし、①推計時点における最新の条件や情報を基に予測することに努めるとともに、②社会経済情勢の変化により施設・設備等の整備に関する背景事情等が変化した場合には、適時に需要予測等の見直しを実施し、可能な限り公共事業に反映させ、③需要予測値と実績値との間にかい離がみられる場合には、原因を究明し、その結果を踏まえて需要予測等の見直し（補正、再実施等）を実施することによって、実施中の事業の規模・規格等への反映又は今後の需要予測等の精度の向上に結びつけることが重要である。

また、適正な需要予測等に資する検証を行うには、需要予測等を実施した当時の根拠数値等の情報が必要であることから、これらの情報が記載されている資料が保存されていることが必要不可欠である。さらに、需要予測等の実施方法、内容に係る情報公開を徹底し、絶えずその精度の向上に努めていくことが重要となっている。

公共事業として実施される各事業は、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び内閣府の7府省（注）が所管しており、一般会計予算には公共事業関係費（治山・治水対策、道路整備、港湾空港鉄道等整備等）が計上されている。

（注） 沖縄振興開発計画に基づく公共事業に係る予算は内閣府に一括計上し、これを関係省に移し替え又は特別会計に繰り入れることにより執行されている。また、内閣府の地方支分部局である沖縄総合事務局では、地方農政局、地方整備局等において所掌されている直轄事業や補助金の交付等の事務を各省大臣の指揮監督の下に実施している。

以上のことから、本調査では、実際の事業を所管する総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の6省を対象に調査を実施した。

国の公共事業関係費の当初予算額をみると、平成14年度以降は対前年度マイナスで推移しており、18年度7兆2,015億円（対前年度比4.4%減）、19年度6兆9,473億円（対前年度比3.5%減）、20年度6兆7,352億円（対前年度比3.1%減）となっている。

今回の調査では、公共事業の需要予測等の実施状況等を把握するために、6省が所管する公共事業関係費に係る事業のうち、主に災害対策や安全対策等の観点から緊急に実施される事業や各省の所管事業のうち、事業規模の小さいものを除き表1-1の15種類の公共事業を調査対象とし、各事業ごとに

5 か所ずつ計 75 か所（直轄事業 23 か所、補助事業 52 か所）を抽出して調査を実施した。これらについては、平成 19 年 3 月末時点で、工事を実施中のものが 29 か所、工事が完了したものが 46 か所となっている。

表 1-1

調査対象公共事業の内訳

(単位：か所)

所管省	調査対象公共事業名	直轄事業・補助事業の内訳		備考 (事業名の略称)
		直轄	補助	
国土交通省	多目的ダム事業	3	2	多目的ダム
	道路整備事業（一般国道）	3	2	一般国道
	港湾整備事業	3	2	港湾
	空港整備事業	3	2	空港
	都市・幹線鉄道整備事業（地下高速鉄道）	—	5	地下鉄
	住宅対策（公営住宅建替等）	—	5	公営住宅
	下水道事業	—	5	下水道
農林水産省	都市公園事業	2	3	都市公園
	農地再編・農道整備事業	3	2	農地・農道
	かんがい排水事業	5	—	かんがい排水
経済産業省	水産物供給基盤整備事業（漁港整備）	1	4	漁港
	工業用水道事業	—	5	工業用水道
厚生労働省	水道事業	—	5	水道
環境省	廃棄物処理施設整備事業（焼却施設）	—	5	廃棄物処理施設
総務省	情報通信格差是正事業（イントラネット）	—	5	イントラネット
合 計		23	52	

(注) 1 「調査対象公共事業名」欄の（ ）書きは、調査対象とした具体的な施設・設備等を示す。また、以下の記述では、各調査対象公共事業名は「備考」欄に示した略称とする。

2 多目的ダムは、災害対策や安全対策等の治水に係る部分を除いて利水に係る部分を調査対象とし、水道、農業用水等の各利水者がそれぞれに推計している必要水量に基づき、ダム事業者（地方整備局又は都道府県）が行う多目的ダムの利水容量計算の実施状況を調査した。

3 農地・農道は、農地再編整備事業（直轄事業）の実施状況を 3 か所で、農道整備の実施状況を 5 か所（直轄事業 3 か所及び補助事業 2 か所）で調査した。

## (1) 公共事業の実施手順

公共事業には様々な種類があり、これらすべての公共事業について法令等により横断的・統一的に実施手順等を定めることは困難な面があり、そのような法令等はない。現状では、各事業の性質を踏まえ、事業の種類ごとに、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）、空港整備法（昭和 31 年法律第

80号) (注)、水道法(昭和32年法律第177号)等の個別の法令や補助要綱、マニュアル、ガイドライン(指針、設計基準等)等において実施手順等が定められている(別紙1参照)。これらを見ると、具体的かつ詳細な実施手順等は、公共事業の種類、内容に応じて様々であるが、大別すると、①発案・構想→②調査→③計画・設計→④事業計画書等の作成→⑤事業計画決定→⑥着工、概成、事業完了→⑦供用、維持管理という段階を経て行われているといえる(別紙2参照)。

(注) 空港整備法は、平成20年6月に空港整備法及び航空法の一部を改正する法律(平成20年法律第75号)により、空港法に改正された。本調査における空港整備法に係る記述は、改正以前の法律に基づいたものである。

公共事業を的確に実施するためには、このような手順の一つ一つを着実に実施することが重要である。また、公共事業の実施に当たっては、予算や用地の確保、現地調査、利害関係者との調整等に時間を要することもあり、一般に、公共事業の実施は開始から完了まで長期間を要している。

公共事業の実施期間が長期にわたっている場合には、その間に社会経済情勢の変化が起こり得るので、そのときにはその変化に対応した事業内容の再検討を行う必要がある。

今回調査した75か所の実際の工事着工から事業完了(予定を含む。)までの期間(以下「工期」という。)についてみると、表1-2のとおり、工期が5年未満のものが17か所(22.6%)、工期が5年以上10年未満のものが23か所(30.7%)、工期が10年以上のものが35か所(46.7%)あり、長期にわたって実施されているものが多くなっている。

なお、工期は公共事業の種類により、相対的に長いものと短いものがみられた(別紙3参照)。

表1-2 調査対象75か所の工期

(単位: か所、%)

工 期			計
5年未満	5年以上～ 10年未満	10年以上	
17 (22.6)	23 (30.7)	35 (46.7)	75 (100)

(注) 当省の調査結果による。



## (2) 公共事業により整備する施設・設備等の規模・規格の決定要因

公共事業を行うに当たっては、公共事業により整備する施設・設備等の規模、規格、仕様、能力等の計画を立て、それにより具体的な事業計画を決定し、必要に応じて事業計画等の変更等を行うために、これら施設・設備等の利用見込みや将来のニーズ等を把握する必要がある。このため、公共事業の需要予測等は、公共事業の適正な実施を図る上で重要なものとなっている。

公共事業の中には、需要予測等の実施について、①施設・設備等に係る将来の需要の推計値を算出した上で、施設・設備等の規模・規格等の計画、決定、変更等を行う事業、②各種整備計画、法令等が定める基準等を根拠として、施設・設備等の規模・規格等の計画、決定等を行う事業、③主として受益地域又は受益者の申請・意向を踏まえ、法令・通知等に定められた基準等を根拠として、施設・設備等の規模・規格等の計画、決定等を行う事業がある。

今回調査対象とした15種類の公共事業について、需要予測等の手法、考え方等をみると、事業の目的、実施内容等により、次のとおり、アからウに大別し、さらに7つに細分化して整理することができる。

### ア 施設・設備等に係る将来の需要の推計値を算出した上で、施設・設備等の規模・規格等の計画、決定等を行う公共事業

i) 主として交通量の調査データ等やモデル式等を用いて、将来の交通流又は利用者数を推計し、施設・設備等の規模・規格等の計画、決定等を行う公共事業（以下「交通流対応型」という。）

・一般国道、地下鉄、空港

ii) 主として地域の将来人口等の動向に応じた供給量又は処理量を推計し、施設・設備等の規模・規格等の計画、決定等を行う公共事業（以下「人口規模対応型」という。）

・下水道、水道、廃棄物処理施設、多目的ダム

iii) 主として企業等へのヒアリング結果等に基づき将来の需要を推計し、施設・設備の規模・規格等の計画、決定等を行う公共事業（以下「企

業活動対応型」という。)

・港湾、工業用水道

iv) 主として関連施設等の過去及び現在の利用実績等を踏まえ今後の利用者数等を推計し、施設・設備等の規模・規格等の計画、決定等を行う公共事業（以下「利用実績対応型」という。)

・イントラネット

イ 各種整備計画、法令等が定める基準等を根拠として、施設・設備等の規模・規格等の計画、決定等を行う公共事業

i) 主として公営住宅整備に係る各種の計画等に基づき、施設・設備等の規模・規格等の計画、決定等を行う公共事業（以下「整備計画等対応型」という。)

・公営住宅

ii) 主として法令等で定める技術的基準等（配置・規模等の基準等）に基づき、施設・設備等の規模・規格等の計画、決定等を行う公共事業（以下「基準等対応型」という。)

・都市公園

ウ 主として受益地域又は受益者の申請・意向を踏まえ、法令・通知等に定められた基準等を根拠として、施設・設備等の規模・規格等の計画、決定等を行う公共事業（以下「受益対応型」という。)

・農地・農道、かんがい排水、漁港

調査対象とした 15 種類の公共事業においては、需要予測等を公共事業の実施過程のどの段階で実施するかについて、明確に定めた規定等はなく、需要予測等の実施時期及び実施回数はそれぞれの事業により異なっているが、当初の需要予測等は、おおむね事業計画を作成するための調査段階で実施されている。

公共事業のうち、事業費 10 億円以上を要することが見込まれるものは、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）第 9 条

並びに行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号）第 3 条第 3 号及び第 4 号に基づき、事前評価を行うこととされている。また、公共事業については、同法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロ並びに同令第 2 条第 1 項及び第 2 項に基づき、政策が決定されたときから 5 年間未着手又は 10 年間未了の事業については事後評価（再評価）を行うこととされ、さらに、同法第 6 条第 1 項に基づき定められた政策評価に関する基本計画により、同条第 2 項第 6 号に基づく事後評価（完了後の評価）を行うこととされており、その際に必要に応じて需要予測等の見直しが行われているものがある。さらに、供用開始前又は開始後において、利用料金の決定や見直しのために需要予測等の見直しが行われているものがある。

### (3) 需要予測等の実施者

今回調査した 75 か所のうち、需要予測等の実施者を確認できる関係資料が残っている 71 か所について、需要予測等の実施者をみると、表 1-3 のとおり、45 か所では事業主体の国又は地方公共団体が自ら需要予測等を実施しており、26 か所では事業主体が民間シンクタンク等に委託して需要予測等を実施している。需要予測等を実施する際に統計調査や実態調査等に基づくデータ等の収集・分析等が必要な事業については、需要予測等の実施業務を専門的なノウハウを持つシンクタンク等に委託していることが多いとみられる。

表 1-3 調査対象 75 か所の需要予測等の実施者

(単位：か所)

区 分	事業主体が自ら実施	民間シンクタンク等に委託して実施	不明	計
直轄事業	12	7	4	23
補助事業	33	19	0	52
計	45	26	4	75

(注) 当省の調査結果による。

### (4) 需要予測等のチェック体制

公共事業の需要予測等の内容については、各公共事業の実施手続の過程

で行われる審査（補助事業採択、都市計画決定等）において、①本省による地方支分部局等の実施した需要予測等の内容についてのチェック、②国の地方支分部局による地方公共団体等の実施した需要予測等の内容についてのチェックが行われるほか、③事業主体（委託者）によるシンクタンク等（委託先）の実施した需要予測等の内容についてのチェックが行われることとなっている。

公共事業の的確な需要予測等を実施するためには、いずれの場合においても、需要予測等の内容について適切にチェックを行うことが重要である。

## 2 需要予測等の実施状況等

### (1) 需要予測等の実施内容

公共事業により整備する施設・設備等の規模・規格等を適正に計画し、決定するためには、各公共事業において個別の法令や補助要綱、マニュアル、ガイドライン（指針、設計基準等）等における需要予測モデル等（注）により、需要予測等を的確に実施することが重要である。

（注） 本調査において、「需要予測モデル等」とは、施設・設備等に係る将来の需要を推計するためのモデル式（需要予測モデル）のほか、需要予測等の実施手法や実施の考え方をいう。

需要予測等を実施する際には、可能な限り適切かつ最新の需要予測モデル等を使用し、適切かつ最新の数値を用いることが重要である。さらに、必要に応じて地域特性を加味した推計が可能となるようにすることが重要である。

今回調査した75か所のうち72か所では、需要予測等を実施した当時において最新であった需要予測モデル等（別紙4参照）に準拠して需要予測等を行っている。

また、需要予測等の実施内容を確認できた73か所について、需要予測等に用いられた具体的な手法、数値等をみると、次のアからエのような例があった。

#### ア 需要予測等の際に想定したことが実際には実現していないもの（空港3か所、工業用水道2か所）

##### ① 需要予測等で見込んだ航空路線が実際には開設されていないもの

空港：新北九州空港〔工期：平成6～17年度、需要予測等の実施時期：4年度及び14年度、供用開始時期：17年度〕、花巻空港〔工期：平成10～22年度（予定）、需要予測等の実施時期：10年度及び14年度、供用開始時期：16年度（延長滑走路）〕及び能登空港〔工期：平成10～14年度、需要予測等の実施時期：8年度、供用開始時期：15年度〕

需要予測等の際に見込まれる航空路線は、事業主体が需要予測等を行い、算出した航空旅客流動量を基に設定を行っている。しかし、実

際の航空路線の開設は航空会社が採算性等を検討した上でその適否を決定し、開港の半年から1年前の時点で国土交通省に届出を行っており、需要予測等の際に開設を見込んだ航空路線が実際には開設されていない。

② 工業団地への企業の進出が見込みどおり実現されなかったもの（企業未進出）

工業用水道：釧路白糖工業用水道〔工期：平成3～16年度、需要予測等の実施時期：3年度及び12年度、供用開始時期：14年度一部給水開始、17年度本格給水開始〕

事業主体は、計画給水量の推計に当たり、工業団地へ進出する具体的な意思表示（用地取得）がない企業について将来進出してくるであろうと想定し、それら10社の給水見込量（2,570 m<sup>3</sup>/日）を含めたため、結果としてそれらの企業が未進出となり、平成18年度における計画給水量9,600 m<sup>3</sup>/日に対する実績値は2,560 m<sup>3</sup>/日（26.7%）とかい離している。

③ 工業団地への企業の進出が見込みどおり実現されなかったもの（想定外の非用水型企业が進出）

工業用水道：仙塩工業用水道〔工期：平成2～5年度（拡張事業）、需要予測等の実施時期：元年度、供用開始時期：6年度〕

事業主体は、計画給水量の推計に当たり、工業団地への具体的な進出が未定である企業について合計13区画に進出してくるであろうと想定し、それらの区画の給水見込量（3,900 m<sup>3</sup>/日）を含めたが、結果として想定した企業とは異なる非用水型の流通企業や研究施設が進出し、これらの企業の工業用水の使用は皆無であり、計画給水量の23,300 m<sup>3</sup>/日に対する平成18年度の実績値は7,490 m<sup>3</sup>/日（32.1%）とかい離している。

イ マニュアル等により示された通常用いることとされた手法、数値等によらず需要予測等を実施しているもの（廃棄物処理施設1か所）

○ 将来人口の推計をマニュアルどおりに行っていないもの

廃棄物処理施設：名古屋市南陽工場〔工期：平成3～8年度、需要予測等の実施時期：2年度、供用開始時期：9年度〕

需要予測モデル等では、将来の計画収集人口の設定に当たり、過去の人口動態、将来の人口予測等を基に算出することとされているにもかかわらず、市のマスタープランにおける目標人口を用いて設定したことにより、計画目標年次の平成14年度において、需要予測値である計画収集人口242万2,771人に対し、実績値は218万6,075人と需要予測値が約1割過大になっている。

ウ 適切でない数値等を使用して需要予測等を実施しているもの（一般国道1か所、イントラネット5か所）

① 用いた指標の年度にずれがあるもの

一般国道：一般国道175号竹田バイパス〔工期：平成6～19年度、需要予測等の実施時期：3年度・10年度、供用開始時期：12年度〕

計画交通量の推計に当たって、平成2年度の道路交通センサスの測定値（5,928台）を用いず、3年度の現地交通量の実測値（6,130台）を用いて、これに2年度を基準として推計した将来の交通量の伸び率等に乗じており、用いた指標の年度が異なる。この年度の相違と、計画交通量に基づく車線数の決定については、関係資料が現存しておらず、妥当性の検証はできない。

② システム等の利用見込みの根拠が明確でないもの

イントラネット：真室川町〔工期：平成16年度、需要予測等の実施時期：16年度、供用開始時期：16年度〕、筑北村〔工期：平成16年度、需要予測等の実施時期：16年度、供用開始時期：16年度〕、池田町〔工期：平成15年度、需要予測等の実施時期：15年度、供用開始時期：15年度〕、津和野町〔工期：平成18年度、需要予測等の実施時期：18年度、供用開始時期：18年度〕及び宿毛市〔工期：平成15年度、需要予測等の実施時期：14年度、供用開始時期：15年度〕

本事業において提供される予定の各システムの利用見込み件数及び公共施設に設置する予定の住民提供用の各公衆端末の利用見込み時間の推計に当たり、一定の者がシステムを利用する見込みである、ある

いは、一定の者が一定の時間公衆端末を利用する見込みである等として推計しているが、その一定の割合とした数値の根拠が明確でないものが5か所すべてでみられた。

**エ 需要予測等に用いられているマニュアルの適切な運用について周知徹底が必要なもの、最新の数値の利用が可能とみられるが、時点の古い数値を使用して需要予測等を実施しているもの（農地・農道）**

**① 需要予測等に用いられているマニュアルの適切な運用について周知徹底が必要なもの**

農道の計画交通量については、土地改良事業計画設計基準・計画「農道」で、「計画一般交通量は、交通量調査結果に基づき、地区の人口・産業等の動向を考慮の上、算定する」とされている。また、算定を行う際の参考として、現況の推定流入交通量から将来時（10年後）における日交通量を交通センサスの伸び率を基に全国14の地域ごとの標準倍率を算定した地方別標準倍率を掲載している（昭和60年から平成9年は1.0倍から1.4倍の伸び率（1.4が1地方、1.3が5地方、1.2が4地方、1.1が3地方、1.0が1地方））。

しかし、道路交通センサスはおおむね5年ごとに実施され、近年の道路交通センサスでは、道路交通量が平成11年度から17年度にかけて横ばいで推移しているほか、平成16年12月以降人口が減少傾向に入っていることや19年12月以降自動車保有台数も減少に転じている状況にあることから、地方別標準倍率の使用に当たっては、最近の地域実態を踏まえる必要がある。

また、地方別標準倍率の数値については、参考情報として取り扱うべきことが、必ずしも地域の需要予測等の担当者に周知されていない場合があり、多様な地域の実情や最新のデータに基づいた計画策定が確保されないおそれがある。

**② 利用可能な最新の数値が用いられていないもの**

農地・農道：竹野大橋地区〔工期：平成8～15年度、需要予測等の実施時期：



7年度及び10年度、供用開始時期：16年度]

生産量の単位収量に関するデータについて、平成7年に事業計画概要書を作成したことを考慮すれば、平成元年から5年までの新しいデータ（平均単収（水稲 442 kg/10 a））を使うことができたとみられるが、最近5か年分として昭和62年から平成3年のデータ（平均単収（水稲 464kg/10a））を使用している。

## (2) 需要予測等の見直し及び事業への反映状況

公共事業を実施するためには、発案・構想段階から供用、維持管理の段階まで様々な手順が必要であり、また、予算や用地の確保、現地調査、利害関係者との調整等が必要であるため、一般に公共事業の実施は長期間を要している。この間に社会経済情勢の変化により施設・設備等の整備に関する背景事情等が変化したにもかかわらず、何らの対応を行うことなく事業を継続した場合、計画した事業規模が実情と離れたものとなり、事業の経費削減と期間短縮の機会を失うなどの弊害が生じる場合がある。そこで、このような場合には、適時に需要予測等の見直し（補正、再実施等）を実施することにより、その結果を実施中の事業の規模・規格等（附帯施設の整備、利用促進計画の作成及び経営計画の策定を含む。）に反映させることが重要である。

今回調査した75か所のうち、需要予測等の見直しを実施している34か所について、ア) 需要予測等の見直しの実施状況及びイ) 需要予測等の見直し結果の事業への反映状況をみると、次のとおりとなっている。

### ア 需要予測等の見直しの実施状況

今回調査した75か所のうち、需要予測等の見直しを実施している34か所について、見直しの実施時期及び理由をみると、表2-1のとおり、①事業の再評価時等に費用便益分析の基礎とするために実施したものが8か所（一般国道4か所、空港2か所、港湾2か所）、②事業計画の変更のために実施したものが18か所（地下鉄1か所、下水道5か所、港湾4か所、工業用水道1か所、農地・農道4か所、かんがい排水2か所、漁港1か所）、③社会経済情勢の変化により施設・設備等の整備に関する背

景事情等が変化したために実施したものが11か所（地下鉄3か所、水道3か所、工業用水道2か所、漁港3か所）となっている。

表2-1 需要予測等の見直しの実施時期及び理由の状況

区分	事業の再評価時等	事業計画の変更時	社会経済情勢の変化
箇所数	8	18	11

(注) 1 当省の調査結果による。

2 東京都営地下鉄大江戸線については、事業計画の変更時及び社会経済情勢の変化時に、十勝港及び岩国港については、事業の再評価時及び事業計画の変更時に見直しを実施している。これらについては、それぞれの実施時期に応じて「実施時期及び理由」欄に計上しているため、「実施時期及び理由」欄の箇所数の合計は上述の34か所とは一致しない。

見直しを実施している34か所を事業ごとの特徴でみると、①一般国道については見直しを実施している4か所すべてが事業の再評価時、②下水道については5か所すべて、港湾については見直しを実施している4か所すべてが事業計画の変更時、③漁港については見直しを実施している4か所のうち3か所が、港勢の変化等の社会経済情勢の変化に伴い見直しを実施している。

しかし、見直しを実施した34か所の中には、需要予測等の見直しの実施内容（前提や条件の設定内容等）や実施時期に問題点又は疑義があるものが3か所（工業用水道1か所、漁港1か所、港湾1か所）みられた。

#### ① 工業団地への企業の進出が見込みどおり実現されなかったもの（企業未進出）

工業用水道：釧路白糠工業用水道〔工期：平成3～16年度、需要予測等の実施時期：3年度及び12年度、供用開始時期：14年度一部給水開始、17年度本格給水開始〕

事業主体は、事業計画の変更時に需要予測等の見直しを行った際にも、計画給水量の推計に当たり、工業団地へ進出する具体的な意思表示（用地取得）がない企業について将来進出してくるであろうと想定し、それら7社の給水見込量（1,980 m<sup>3</sup>/日）を含めたため、結果としてそれらの企業が未進出となり、平成18年度における計画給水量8,728 m<sup>3</sup>/日に対する実績値は2,560 m<sup>3</sup>/日（29.3%）とかい離して

いる。

## ② 最新の数値が用いられていないもの

漁港：砂原漁港〔工期：平成 14～23 年度（予定）、需要予測等の実施時期：14 年度及び 18 年度、供用開始時期：23 年度（予定）〕

需要予測値の見直しを実施するに当たって、属地陸揚げ量及び属地陸揚げ金額について、他地区において発生した貝毒等の影響から基準値とすることは適切でないとして、計画変更時の直近のデータ（平成 13 年から 15 年）を採用せず、砂原漁協の計画生産量が継続して確保された期間である平成 8 年から 10 年のデータを基に予測値を推計している（なお、本事業は平成 23 年度供用開始予定であり、予測対象年度まで期間が到来していないので、実績値との比較ができないものとなっている。）。

## ③ 需要予測値を下方修正したが、需要予測等の見直しを早期に実施していれば、より精緻な需要予測値を推計できたと考えられるもの

港湾：十勝港〔工期：平成 4～12 年度、需要予測等の実施時期：平成 3 年度、12 年度及び 17 年度、供用開始時期：11 年度〕

平成 3 年度に港湾計画に位置付けられ、11 年度に供用を開始した十勝港内港地区多目的国際ターミナルについては、12 年度に需要予測等の見直しを行い、当初の需要予測値の取扱貨物量 52 万 5,000 トン（実施時期：3 年度、目標年次：10 年）を 31 万 9,000 トン（目標年次：20 年代前半）に下方修正（当初予測値の 60.8%）した。さらに、平成 17 年度に実施した事後評価では 9 万 3,500 トン（目標年次：17 年以降）に下方修正（当初予測値の 17.8%）した（17 年の実績値は 15 万 2,277 トン。）。

需要予測等の見直しが、より早い時期に実施されていれば、取扱貨物量の変化を踏まえたより精緻な需要予測値を推計することができたものと考えられる。

## イ 需要予測等の見直し結果の事業への反映状況

需要予測等の見直しを実施している 34 か所について、需要予測等の見

直し結果の事業への反映状況をみると、(ア)需要予測等の見直し結果を踏まえ、施設・設備等の規模の縮小等を行ったものが8か所及び(イ)需要予測値によらず、実績値に応じた規模となるよう施設・設備等の整備を行っているものが2か所みられた。

#### (ア) 需要予測等の見直し結果を踏まえ、施設・設備等の規模の縮小等を行ったもの

見直しを実施している34か所のうち、見直し後の需要予測等を事業規模に反映させる必要性が生じたため、需要予測値の見直し結果に基づき施設・設備等の規模の縮小等の対応を行っているものが8か所（地下鉄：見直し実施3か所すべて、空港：見直し実施2か所すべて、水道：見直し実施3か所のうち2か所、工業用水道：見直し実施3か所のうち1か所）みられた。

これらのうち、見直し後の需要予測値に対する実績値の割合を把握することができた6か所についてみると、a)見直し後の需要予測値に対する実績値の割合が50%以上のものが4か所、b)見直し後の需要予測値に対する実績値の割合が50%未満のものが2か所となっている。なお、残る2か所については、c)事業実施中であるため調査実施時点では見直し後の需要予測値と実績値との比較ができなかった。

#### a 見直し後の需要予測値に対する実績値の割合が50%以上のもの

##### ① 需要予測値の下方修正を行い車両規格等の縮小を行ったもの

地下鉄：東京都営地下鉄大江戸線〔工期：平成3～12年度、需要予測等の実施時期：昭和47年度、59年度、61年度、平成元年度及び11年度、供用開始時期：12年度〕

第1次オイルショック（昭和48年）などによる財政悪化等の社会経済情勢の変化を踏まえて59年度に需要予測等の見直しを行い、47年度に行った当初の需要予測値105万3,000人/日（目標年次：60年度）から74万8,000人/日（目標年次：平成18年度）

に下方修正し、その後、車両規格やトンネルの直径を縮小することとした。平成 11 年度に見直した 12 年度の需要予測値に対する 18 年度の実績値の割合は 87.8%となっている。

② 需要予測値の下方修正を行い自動改札機数等の縮減を行ったもの

地下鉄：京都市営地下鉄東西線〔工期：平成 11～16 年度、需要予測等の実施時期：平成 8 年度及び 15 年度、供用開始時期：16 年度〕

平成 8 年度に実施した当初の需要予測等の後、12 年に改めて交通実態調査（パーソントリップ調査）が実施され、最新の調査結果が出されたことにより、京都市は 15 年度に需要予測等の見直しを行い、当初の需要予測値 5 万 4,087 人／日（目標年次：16 年度）を 2 万 4,528 人／日（目標年次：16 年度）に下方修正したことなどにより、新設した 2 つの駅において自動改札機数の縮減（計 10 機を 7 機に縮減）や券売機数の縮減（計 9 機を 8 機に縮減）を行った。平成 15 年度に見直した 16 年度の需要予測値に対する 18 年度の実績値の割合は 92.8%となっている。

③ 需要予測値の下方修正を行い駐機場の縮小を行ったもの

空港：花巻空港〔工期：平成 10～22 年度（予定）、需要予測等の実施時期：10 年度及び 14 年度、供用開始時期：16 年度（延長滑走路）〕

平成 14 年度に実施した事業再評価のための予備的検討の際に需要予測等の見直しを行い、10 年度に行った当初の需要予測値 82 万 7,900 人（目標年次：16 年度）から 56 万 5,200 人（目標年次：18 年度）に下方修正し、駐機場の駐機地点を 6 バースから 5 バースに縮小した。平成 14 年度に見直した 18 年度の需要予測値に対する同年度の実績値の割合は 76.8%となっている。

④ 需要予測等の見直しを行い、残事業計画を凍結したもの

水道：神奈川県内広域水道〔工期：相模川水系建設事業第 1 期：昭和 55～平成 4 年度（19 年度まで延長、第 2 期事業は平成 12 年度に凍結決定）、需要予測等の実施時期：昭和 53 年度、61 年度、平成 6 年度及び 11 年度、供用開始時期：昭和 49 年度一部給水開始、平成 18 年度相模川水系建設事業第 1 期による全部給

水開始]

一日最大給水量等の推計が過大で給水実績とかい離したこと等から需要予測等を累次に見直し、直近の平成 11 年度に実施した見直し結果を踏まえ既存施設で水需要を賄えると判断し、残給水量に係る施設・設備等の開発事業計画を凍結している。平成 11 年度に見直した 18 年度の需要予測値に対する同年度の実績値の割合は、給水人口が 99.7%、一日最大給水量が 77.1%となっている。

**b 見直し後の需要予測値に対する実績値の割合が 50%未満のもの**

**① 需要予測値の下方修正を行い車両編成等の縮小を行ったもの**

地下鉄：福岡市地下鉄七隈線〔工期：平成 8～16 年度、需要予測等の実施時期：平成 6 年度及び 14 年度、供用開始時期：16 年度〕

沿線開発の状況が変化したことを踏まえ、最新の交通実態調査（パーソントリップ調査）の調査結果を用いて平成 14 年度に需要予測等の見直しを行い、6 年度に行った当初の需要予測値 14 万 9,806 人／日（目標年次：18 年度）から 11 万 957 人／日（目標年次：17 年度）に下方修正し、その結果を車両編成等に反映させた。見直した需要予測値に対する 18 年度の実績値の割合は 46.8%となっている。

**② 需要予測値の下方修正を行い駐機場の縮小を行ったもの**

空港：新北九州空港〔工期：平成 6～17 年度、需要予測等の実施時期：4 年度及び 14 年度、供用開始時期：17 年度〕

平成 14 年度に実施した事業再評価の際に需要予測等の見直しを行い、4 年度に行った当初の需要予測値 522 万 7,000 人（目標年次：17 年度）から 283 万 3,000 人（目標年次：19 年度）に下方修正し、駐機場の駐機地点を 9 バースから 8 バースに縮小した。見直した需要予測値に対する 18 年度の実績値の割合は 43.8%となっている。

c. 事業実施中であるため調査実施時点では見直し後の需要予測値と実績値との比較ができなかったもの

① 隣接の町を企業団に加え余剰水の一部を活用等しているもの

水道：中空知広域水道〔水道用水供給事業（旧事業）工期：昭和 59～平成元年度、需要予測等の実施時期：昭和 57 年度、供用開始時期：平成 2 年度〕、〔水道事業（新事業）工期：平成 18～19 年度、需要予測等の実施時期：17 年度、供用開始時期：20 年度（予定）〕

水道用水供給事業（旧事業）では、平成 7 年度における給水人口の推計値 106,800 人に対する実績値は 75,581 人（70.8%）、一日最大給水量の推計値 47,400 m<sup>3</sup>/日に対する実績値は 27,160 m<sup>3</sup>/日（57.3%）と需要予測等は過大であった。一方、隣接の奈井江町の浄水施設改修時期を踏まえ平成 17 年度に同町を新たに企業団に加え需要予測等の見直しを実施し、同町へ近距離の送水管で連絡し（新事業）、余剰水の一部を活用するとともに、同町の施設改築費を抑制している。

なお、新事業は平成 20 年度に供用開始される予定のため、調査時点においては、見直し後の需要予測値と実績値の比較はできなかった。

② 浄水場の給水能力の規模を縮小することとしているもの

工業用水道：尾張工業用水道〔工期：昭和 52～59 年度、需要予測等の実施時期：52 年度、供用開始時期：60 年度〕

給水開始 2 年前の昭和 58 年度に、当初の計画給水量推計時から 6 年が経過していることから水需要量の再調査を行い、計画給水量 290,000 m<sup>3</sup>/日は変更しなかったものの、その結果を踏まえて浄水場を 2 か所建設する計画から 1 か所のみ建設に変更した。給水開始した昭和 60 年度の実績値は 264,792 m<sup>3</sup>/日と計画給水量に対する実績値の割合は 91.3%となっていた。

しかし、その後、繊維不況に伴う平成 8 年度以降の繊維関連企業の倒産等により水需要量が減少したことを踏まえ、計画給水量 290,000 m<sup>3</sup>/日は変更しなかったものの、19 年度の浄水場改築計

画において浄水場の給水能力の規模を 150,000 m<sup>3</sup>/日へ縮小することとしている。調査時点においては事業実施中であったため改築後の浄水場の給水能力と実績値の比較はできなかった。

なお、計画給水量 290,000 m<sup>3</sup>/日に対する平成 18 年度の実績値は 137,808 m<sup>3</sup>/日と、その割合は 47.5%となっている。

#### (イ) 需要予測値によらず、実績値に応じた規模となるよう施設・設備等の整備を行っているもの

需要予測値に対する実績値が 50%未満であるが、実績に応じて施設・設備等の整備を行っているものが、見直しを実施した 34 か所のうち 2 か所（下水道 1 か所、工業用水道 1 か所）みられた。

##### ① 実際の流入汚水量に応じて整備を行っているもの

下水道：鳴瀬川流域下水道〔工期：昭和 56～平成 30 年度（予定）、需要予測等の実施時期：平成 14 年度（直近の事業計画変更時）、供用開始時期：4 年度〕

一般に、下水道事業は 5 から 7 年ごとに事業計画を変更して実施されている。本事業計画の直近の変更は平成 14 年度に行われ、将来の流入汚水量の増加を見込み、計画汚水量（日平均）を 7,867 m<sup>3</sup>/日（目標年次：16 年度）から 11,167 m<sup>3</sup>/日（目標年次：19 年度）に拡大した。これに対する実際の流入汚水量（18 年度：日平均 5,491 m<sup>3</sup>/日）は 49.2%となっているが、事業主体の宮城県は、計画汚水量ではなく流入汚水量の実績に応じて施設・設備等の整備を行うこととし、終末処理場の処理能力（日最大）は現況の 8,800 m<sup>3</sup>/日のままとして変更後の事業計画における 12,200 m<sup>3</sup>/日に拡大するための施設整備は行っていない。なお、同県は、流入汚水量が計画汚水量を下回っている現状について、i) 関係市町の財政事情により下水道整備が進捗していないこと、ii) 地方部では下水道への接続について理解が得られないケースがあり水洗化率が低いことをその原因として挙げており、関係市町の今後の下水道整備の見通し等を考慮の上、計画汚水量の見直しを行うこととしている。



## ② 実際の給水量に応じて整備を行っているもの

工業用水道：加古川工業用水道〔工期：昭和 44～平成 11 年度（拡張事業）、  
需要予測等の実施時期：昭和 46 年度、48 年度、53 年度、56 年度及び 59 年度、供  
用開始時期：63 年度〕

本事業の計画給水量は、昭和 46 年度において、500,000 m<sup>3</sup>/日（第 1 期及び第 2 期事業合計）と推計されたが、ドルショック（昭和 46 年）、第 1 次オイルショック（昭和 48 年）等の水需要量減少につながる社会経済情勢の変化が生じたことから、水需要量の見直しを 4 回行った。その結果、水需要量の大幅な減少が見込まれたことから、給水ポンプ及び沈砂池の設置数を減らすとともに、ポンプ場を統廃合して給水能力を 225,000 m<sup>3</sup>/日と抑制した上で、63 年度に給水を開始した。その後も実績に応じて施設・設備等の整備を行っており、平成 18 年度の給水量の実績値 227,900 m<sup>3</sup>/日は、計画給水量 500,000 m<sup>3</sup>/日の 45.6%であるが、実際の給水能力は 236,250 m<sup>3</sup>/日としている。

## (3) 需要予測等の結果の検証状況等

公共事業については、需要予測等の結果と実績値との間にかい離が生じた場合には、事業の特性を踏まえ、必要な原因分析を行い、需要予測等の結果の妥当性について事後的な検証を行うなどして、その後の同種類別の施設・設備等を整備する際に実施する需要予測等の精度の向上に反映させる努力を継続的に行うことが重要である。公共事業を所管する省においては、このような需要予測等の見直し等に関する情報を収集・分析し、その知見を所管する公共事業において活用することが求められている。このため、例えば、国土交通省鉄道局は、鉄道事業者の協力を得て都市鉄道調査を実施し、需要予測等のかい離の主要な原因について把握している。

また、事業完成後であっても、必要に応じ需要予測等の見直し（補正、再実施等）を実施することにより、事後的な附帯施設の整備や関連事業の実施、完成した施設・設備等に係る利用促進計画の作成や経営計画の見直しに反映させることも重要である。

今回調査した 75 か所のうち、施設・設備等の全部又は一部が供用開始されている 56 か所についてみると、ア) 直近の需要予測値に対する実績値を把握することができたものが 33 か所（別紙 5 参照）、イ) 需要予測値又は実績値を把握することができないものが 23 か所となっている。

#### ア 直近の需要予測値に対する実績値を把握することができたもの

直近の需要予測値に対する実績値を把握することができた 33 か所について、需要予測値に対する実績値の割合をみると（注）、表 2-2 のとおり、(ア)50%未満のものが 7 か所（地下鉄 2 か所、空港 1 か所及び工業用水道 4 か所）、(イ)50%以上 80%未満のものが 5 か所（地下鉄 1 か所、空港 2 か所及び水道 2 か所）となっている。

（注） 33 か所の中には、需要予測値と実績値の年次が異なる箇所が含まれている。

また、80%以上のものが 21 か所（道路 3 か所、地下鉄 2 か所、空港 2 か所、水道 2 か所、廃棄物処理施設 5 か所、港湾 2 か所、工業用水道 1 か所、イントラネット 3 か所及び公営住宅 1 か所）あり、これらのうち 8 か所（道路 2 か所、廃棄物処理施設 2 か所、港湾 1 か所及びイントラネット 3 か所）では 100%を超えている。

表 2-2 調査対象の需要予測値に対する実績値の割合

(単位：か所)

調査対象事業		需要予測値に対する実績値の割合			合計	
類型	事業名	50%未満	50%以上 80%未満	80%以上 うち100%超		
交通流対応型	道路			3	2	3
	地下鉄	2	1	2		5
	空港	1	2	2		5
人口規模対応型	水道		2	2		4
	廃棄物処理施設			5	2	5
企業活動対応型	港湾			2	1	2
	工業用水道	4		1		5
利用実績対応型	イントラネット			3	3	3
整備計画等対応型	公営住宅			1		1
合計		7	5	21	8	33

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表の 33 か所には、事業が完了している 32 か所のほか、事業継続中であるが主要施設である滑走路の延長工事が完了しているもの 1 か所(花巻空港)が含まれている。

3 本表は、需要予測値及び実績値を把握できた 33 か所について、最新の値を用いた比較結果を掲げた(需要予測値：需要予測等の見直しが行われているものはその需要予測値を用いた。実績値：平成 17 年度又は 18 年度の実績値である。)

33 か所のうち、需要予測等の対象年度と実績値の年度が同じものが 12 か所、異なるものが 21 か所(うち 5 か所は予測対象年度が未到達)ある。

4 地下鉄のうち、京都市営地下鉄東西線は、調査対象とした「六地藏～醍醐」間(2.4 km)の実績値が把握されていないため、本表では同区間を含む「六地藏～二条」間(15.1 km)の平成 15 年度に実施した 16 年度の需要予測値及び 18 年度の実績値を用いた。

5 水道は、給水量に係る需要予測値に対する実績値の割合である。

### (7) 需要予測値に対する実績値の割合が 50%未満のもの

需要予測値に対する実績値の割合が 50%未満と著しいかい離(需要予測値に対する実績値の割合が 50%未満のものを著しいかい離が生じているものとした。)があった 7 か所について、かい離の原因の究明状況をみると、次のとおり、a) 需要予測値と実績値との間のかい離について、原因分析を行っているものが 4 か所みられる一方で、b) 需要予測値と実績値との間のかい離について、原因分析を行っていないものが 3 か所みられた。

a) 需要予測値と実績値との間のかい離について、原因分析を行っているもの(工業用水道 4 か所)

① 工業用水道：尾張工業用水道

(19 頁「(2)-イ-(7) - c - ②」参照)

- ② 工業用水道：加古川工業用水道（第2期事業）  
（21頁「(2)－イ－(イ)－②」参照）
- ③ 工業用水道：釧路白糖工業用水道  
（10頁「(1)－ア－②」参照）
- ④ 工業用水道：仙塩工業用水道  
（10頁「(1)－ア－③」参照）

**b 需要予測値と実績値との間のかい離について、原因分析を行っていないもの（地下鉄2か所、空港1か所）**

- ① 地下鉄：名古屋市営地下鉄名城線〔工期：平成9～16年度、需要予測等の実施時期：5年度、供用開始時期：16年度〕

一日当たりの輸送人員について、平成5年度に実施した14年度の需要予測値に対する18年度の実績値は47.9%である。事業主体は、かい離の原因分析について、需要の定着にはおよそ5年程度が必要であり、供用開始5年後の平成21年度に実施する事後評価の際に行う予定であるとしている。

- ② 地下鉄：福岡市地下鉄七隈線〔工期：平成8～16年度、需要予測等の実施時期：6年度及び14年度、供用開始時期：16年度〕

一日当たりの輸送人員について、平成14年度に実施した17年度の需要予測値に対する18年度の実績値は46.8%である。事業主体は、かい離の原因分析について、需要の定着にはおよそ5年程度が必要であり、供用開始5年後の平成21年度に実施する事後評価の際に行う予定であるとしている。

- ③ 空港：新北九州空港〔工期：平成6～17年度、需要予測等の実施時期：4年度及び14年度、供用開始時期：17年度〕

国内線の乗降客数について、平成14年度に実施した19年度の需要予測値に対する18年度の実績値は43.8%である。事業主体は、かい離の原因分析について、効果の発現状況の安定及び効果の発現に係るデータ収集に一定期間を要する等により、供用開始5年後の平成22年度に実施する事後評価の際に行う予定である

としている。

(イ) 需要予測値に対する実績値の割合が50%以上80%未満のもの

需要予測値に対する実績値の割合が50%以上80%未満であった5か所について、かい離の原因の究明状況をみると、①需要予測値と実績値とのかい離について、原因分析を行っているものが2か所（水道2か所）ある一方で、表2-3のとおり、②需要予測値と実績値との間のかい離について、原因分析を行っていないものが3か所（地下鉄1か所及び空港2か所）みられた。

表2-3 需要予測値と実績値のかい離の原因分析を行っていない理由（需要予測値に対する実績値の割合が50%以上80%未満のもの）

事業名及び事業箇所	事業主体がかい離の原因分析を行っていない理由
地下鉄 札幌市営地下鉄東西線	事後評価時に実施した費用対効果分析の値が1を超えたため
空港 花巻空港	整備対象施設の中に供用開始されていない施設が一部あるため
能登空港	今後、空港を設置する予定がないため

(注) 1 当省の調査結果による。

2 能登空港は需要予測値と実績値との年次が異なる。また、国土交通省が国内航空需要予測の精度向上のためにまとめた「国内航空需要予測の一層の精度向上について」（平成13年12月25日付け航空局長通知）以前に需要予測等を行っている。

イ 需要予測値又は実績値を把握することができないもの

需要予測値又は実績値を把握することができない23か所についてみると、①多目的ダム本体から直接的に行う取水量の実績値が把握できないもの（多目的ダム5か所）、②施設・設備等の整備を実施中であり全体としての実績値が出ていないもの（一般国道2か所、港湾1か所及び下水道5か所）、③本調査実施時点では利用の実績が出ていなかったもの（イントラネット1か所）、④既存の公営住宅の改修事業という事業の性質上需要予測がないもの（公営住宅1か所）、⑤需要予測値に相当する数値がないもの（都市公園5か所）などにより、需要予測値と実績値との比較ができないものが20か所みられた。

また、他の3か所については、事業が既に完了しており、施設・設備等の利用に係る実績値を把握することが可能な状態であるにもかかわらず

ず、実績値を把握していないものである。その内訳をみると、①事業を実施した当時は把握することとされていなかったもの（イントラネット1か所）、②計画交通量の主体となる農業交通量は、一般的に変動が少ないことなどから実績値を把握していないもの（農地・農道2か所）となっている。

#### (4) 需要予測等の公開、検証

##### ア 需要予測等の公開

需要予測等の信頼性及び透明性を確保し、国民への説明責任を果たすためには、需要予測等に使用した手法、数値等をインターネット等により国民に分かりやすい形で公表すること、あるいは必要に応じて需要予測等の検証（外部検証を含む。）が可能となるよう原資料を含めた詳細な情報を提供することが重要である。なお、公開の内容及び方法については、公共事業の性質に応じて適切に定めるべきものと考えられる。

今回調査した75か所について、需要予測等に使用した手法、数値等の公開の状況をみると、①インターネットにより国民に分かりやすい形で概要を公表しているものもあるが、②需要予測等の実施過程及び結果の検証が可能となるように原資料を含めた詳細な情報を自発的に提供していない状況となっている。

このような中で、例えば、国土交通省の将来交通量予測のあり方に関する検討委員会（道路局長が任命する学識経験者から構成され、平成15年2月に初会合。）においては、道路に関する交通需要推計の公開に関する検討を行っており、道路計画の基礎となる将来交通量を得る交通需要推計について広く国民に理解されるよう、推計モデルや将来の推計値、前提条件等を公開すべきであるとしており、その方法としてはインターネットのホームページによる公開が最も望ましいとしている（「長期交通量予測の課題と今後のあり方」（16年3月））。

また、国土交通省では、平成16年度から、道路、港湾、空港、鉄道等の整備事業について、新規事業採択時評価、再評価、事後評価の一連の経緯について事業評価カルテとして整理し、便益の算定に用いられた一

定のデータや算定条件を同省のホームページに掲載している。この事業評価カルテは、事業の種類又は所管部局ごとに検索することができるほか、事業箇所を地図上に整理しているため都道府県ごとに検索することも可能となっている。

## イ 需要予測等の検証

需要予測等の改善や的確な実施を図るために、需要予測等の結果、その実施過程等について、有識者、専門家等の第三者から意見を聴取するなどして客観的に検証することが重要である。

今回調査した75か所について、需要予測等についての第三者からの意見聴取の実施状況をみると、事業の実施に当たり、需要予測等に関して第三者から意見聴取を行っているものが30か所みられる一方、行っていないものが45か所みられた。

## ウ 資料の保存状況

需要予測値と実績値がかい離している場合の原因分析を行う際には、当初の需要予測等に使用した手法、数値等の資料（原資料を含めた詳細なもの）が保存されていることが必要である。

今回調査した75か所における需要予測等及びこれに用いた数値等の算定の根拠となる資料の保存状況についてみると、各省の文書保存期間（例：5年（地方整備局文書管理規則（平成13年国土交通省訓令第78号））を経過したものについては廃棄されており、①全く保存されていないものが2か所（空港2か所）、②一部保存されていないものが13か所（一般国道5か所、地下鉄1か所、空港1か所、多目的ダム5か所及び工業用水道1か所）となっている。（注）

（注）空港（計3か所）は、空港の整備等に関する行政評価・監視に基づく勧告（平成13年12月）以前に需要予測等を行っている。

これらについては、需要予測値と実績値とがかい離している場合には、その原因分析を十分に行うことができないおそれがあるものと考えられる。

### 3 所見

したがって、公共事業の需要予測等を的確に実施するためには次の点が重要であり、公共事業を所管する総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省は、今後、これらを踏まえて公共事業の需要予測等の精度の向上に取り組む必要がある。

- ① 公共事業の需要予測等の実施に当たっては、
  - i) 利用見込みがあるかどうかを判断する必要がある場合には、人口減少・超高齢社会の到来等の社会経済情勢の変化を考慮するとともに、利用に関する具体的な計画の内容について一層的確に評価すること。
  - ii) 需要予測等に用いた数値等の根拠や算出過程等を明確にし、かつ利用可能な最新の数値等を使用すること。
- ② 公共事業の効率的な実施を図るため、需要予測等の内容を見直すことにより実施中の事業の規模・規格等に反映させることが可能である場合には、社会経済情勢の変化による施設・設備等の整備に関する背景事情等の変化に応じて、時期を失せず需要予測等の見直しを実施され、その結果が公共事業の規模・規格等に適切に反映されることが可能となるよう、公共事業の性質に応じ需要予測等の見直し時期を設定すること。
- ③ 公共事業の需要予測等の精度の向上を図るため、需要予測値と実績値がかい離している場合には、事業の特性を踏まえ必要な原因分析を行い、分析結果を同種類別の事業の需要予測等の改善並びに附帯施設の整備、関連事業の実施、利用促進計画の作成及び経営計画の見直しに活用すること。
- ④ 公共事業の需要予測等の信頼性及び透明性を向上させるため、需要予測等の実施方法や用いた数値等に関する情報について、国民に分かりやすい形で公開することや必要に応じて需要予測等の検証が可能となるような形で公開することが図られるよう、適切な公開方法を検討すること。

また、需要予測値と実績値がかい離している場合の原因分析や需要予測等に関する情報の公開に資するよう、需要予測等に関する資料を事業完了後一定の期間保存することとするなど保存のルールを確立すること。
- ⑤ 地方公共団体に対する補助事業に係る公共事業の需要予測等の的確な実施に資する観点から、地方公共団体において上記①から④と同様の措置が



講じられるよう、補助事業に係る採択・審査基準等にその旨明記するなど必要な措置を講ずること。

## 各公共事業における制度の概要

事業名	制度の概要
交通流対応型	<p>一般国道</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）に基づく道路の種類には、①高速自動車国道、②一般国道、③都道府県道及び④市町村道がある（第3条）。</p> <p>一般国道の維持、管理等は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）により指定する区間（指定区間）内については国土交通大臣が行い、その他の部分（指定区間外）については都道府県又は政令指定都市が行うこととされている（道路法第13条）。</p> <p>また、一般国道の新設又は改築に関する費用負担については、i) 国が施行する場合は、国が3分の2、都道府県が3分の1、ii) 都道府県が施行する場合は、国及び都道府県がそれぞれ2分の1ずつ負担することとされている（道路法第50条）。なお、これらについては、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和33年法律第34号）等により特例が定められている。</p> <p>道路整備事業の流れを概観すると、①道路計画（道路交通調査、道路・交通の現況把握、道路網整備計画、概略計画決定等）、②事業の執行（都市計画決定、事業着手、測量、設計、用地買収、工事、供用開始等）、③維持管理という段階に分けられる。</p>
	<p>地下鉄</p> <p>鉄道事業法（昭和61年法律第92号）では、鉄道事業を、その事業の内容によって、第一種鉄道事業、第二種鉄道事業及び第三種鉄道事業に区分しており、鉄道事業を行うための手続として以下のような手順を定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道事業の許可</li> </ul> <p>鉄道事業を経営しようとする者は、路線ごと鉄道事業の種別ごとに国土交通大臣の許可を受けることとされており、国土交通大臣に提出する事業収支見積書には積算の基礎を示すこととされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事施行の認可</li> </ul> <p>鉄道事業者は、工事計画を定め、国土交通大臣に対して工事施行の認可申請を行わなければならない。工事完成後には、国土交通省による工事の完成検査、車両の確認、旅客運賃の上限の認可等が行われ、鉄道運送事業者からの運行計画の届出等を経た後、鉄道の供用が開始される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅客運賃等の上限の認可</li> </ul> <p>鉄道運送事業者は、旅客運賃等の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。認可申請時には、当該旅客運賃等の上限の種類や額等を記載した申請書に旅客運賃等の上限の額の基礎を記載した書類を添付して国土交通大臣に提出しなければならない。</p>
	<p>空港</p> <p>空港整備法（昭和31年法律第80号）では、空港の種類として第一種空港、第二種空港、第三種空港をあげている。</p> <p>空港整備事業の実施に当たって、事業主体は、計画段階で空港施設の計画や概算事業費等をまとめた空港整備基本計画を策定している。また、地方公共団体が第三種空港を設置する場合には、国土交通大臣に対して、空港の設置及び管理について関係の地方公共団体と協議した協議書等を提出する（空港整備法施行規則（昭和31年運輸省令第41号）第2条）とともに、施設の概要等を記載した飛行場設置許可申請書（施設の変更の場合には飛行場変更許可申請書）を提出して飛行場設置の許可を受けなければならない（航空法（昭和27年法律第231号）第38条第1項及び第2項）。</p>
人口規模対応型	<p>下水道</p> <p>汚水処理施設には、国土交通省所管の下水道の外に、農林水産省所管の農業集落排水処理施設等、環境省所管の合併処理浄化槽等、総務省所管の小規模集合排水処理施設等がある。</p> <p>下水道法（昭和33年法律第79号）では、下水道を「下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（屎尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体」と定義している（第2条第2号）。また、下水道の種類として、①公共下水道、②流域下水道、③都市下水路を掲げている（同条第3～第5号）。</p>

事業名	制度の概要
水道	<p>水道法（昭和32年法律第177号）では、水道事業を営もうとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならないとされ、水道事業者が給水区域を拡張し、給水人口又は給水量を増加させるなどの際には厚生労働大臣の変更の認可を受けなければならないとされている。</p> <p>水道事業経営の認可基準として、事業の計画が確実かつ合理的であることとされ、具体的には給水人口と給水量が合理的に設定されたものであることとされている。</p> <p>これらの認可申請（変更の認可申請を含む。）を行う際には、認可申請書に事業計画書等を添付することとされ、事業計画書には、給水人口及び給水量の算出根拠を添付することとされている。</p> <p>水道事業においては、基本事項を決定する段階で需要予測等を行い、基本設計の段階で事業規模等を決定し、これらを踏まえ厚生労働大臣に事業認可申請を行い、認可が得られれば本格的に実施設計を策定し、工事を実施することとなる。</p>
<p>人口規模対応</p> <p>廃棄物処理施設</p>	<p>廃棄物処理施設整備事業は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条に基づき定められた一般廃棄物処理計画に従って、市町村がその区域内の一般廃棄物を適正に処理するため、廃棄物処理法を始め、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）のほか、「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱」（昭和53年5月31日付け厚生省環第382号別紙）、「廃棄物処理施設整備費国庫補助金取扱要領」（昭和54年2月14日付け環政第12号厚生省環境衛生局水道環境部長通知別紙）、「ごみ処理施設構造指針」（廃止）（昭和61年8月15日付け衛環第144号厚生省生活衛生局水道環境部長通知別添。社団法人全国都市清掃会議編）等に基づき、実施されてきた事業である。</p>
多目的ダム	<p>国土交通大臣は、多目的ダムを新築しようとするときは、その建設に関する基本計画を作成しなければならないこととされ、都道府県知事が、一級河川（指定区間内）において多目的ダム事業を実施する場合は国土交通大臣の認可を、二級河川の場合はあらかじめ国土交通大臣に協議することとされている。</p> <p>多目的ダム事業においては、予備調査から実施計画調査の段階で、利水事業者が推計した必要水量を踏まえて取水地点の流況と比べてダムからの補給が必要な期間や水量、ダムに貯留できる水量を計算し、これに、洪水に備えて確保する容量（洪水調節容量、通常時は空容量）及び土砂が溜まり取水できなくなる容量（堆砂容量）を加えてダムの容量配分を決定し、これらを踏まえて基本計画、全体計画を作成している。</p>
<p>企業活動対応型</p> <p>港湾</p>	<p>港湾の管理運営は、港湾法（昭和25年法律第218号）第56条に定める港湾（管轄都道府県知事が水域を定めて公告した港湾区域の定めのない港湾）を除き、港湾法に基づく港湾管理者が行うこととなっており、都道府県又は市町村が単独で港湾管理者となっている港湾が多い。</p> <p>港湾施設とは、港湾法第2条第5項各号により、係留施設（岸壁、物揚場等）、臨港交通施設（道路、鉄道等）等とされており、公共の用に供する目的で港湾管理者や国が整備を行うものと、民間企業等が自身の目的のために整備を行うものがある。</p> <p>港湾管理者や国が整備を行う港湾施設については、施行主体により直轄事業（国が整備）と補助事業（港湾管理者が整備）に分けられる。港湾区域内にある公共の用に供される岸壁等の港湾施設の整備は、港湾管理者が行うが、港湾法第52条第1項により、重要港湾及び避難港において、一般交通の利便の増進等を図るため必要がある場合において国と港湾管理者の協議が調ったときは、国土交通大臣が、予算の範囲内で港湾工事（直轄工事）を自ら行うことができる。</p>
工業用水道	<p>工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）では、地方公共団体が工業用水道事業を営もうとするときは、その工業用水道施設の設置工事開始日の60日前までに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならないとされ、事業主体が給水区域、給水能力、水源の種別及び取水地点を変更しようとするときは、その変更に必要な工業用水道施設の変更工事開始日の40日前まで（工事を要しないときは、その変更前）に、その旨を経済産業大臣に届け出なければならないとされている。</p>

事業名	制度の概要
	<p>事業開始の届出書又は事業の変更届出書を経済産業大臣に提出する際に添付することとされている事業計画書には、「計画給水量」を記載することとされている。</p> <p>工業用水道事業における実施手順は、①事業発案・構想、②調査、③施設計画の作成、④設計、⑤補助金交付申請、事業の開始又は変更の届出、⑥工事着工、⑦工事完了、⑧供用開始（給水の開始）となっている。</p> <p>工業用水道事業における計画給水量は、既存企業及び新規立地予定企業に係る分について算出することとされ、建設が完了して10年程度後には計画給水量に達するような計画が妥当であるとされている。</p>
利用実績対応型	<p>イントラネット事業は、地域の教育、行政、福祉、防災等の行政サービスの高度化を図るため、学校、図書館、公民館、市役所等を高速・超高速で接続する地域公共ネットワークを整備することにより、電子自治体及び市町村合併の推進等を支援することを主な目的とした補助事業である。</p> <p>本事業については、情報通信格差是正事業費補助金交付要綱（平成17年5月改訂）において、事業主体は都道府県、市町村等であり、補助の対象施設及び設備は、光ファイバー網、サーバー類等のハードウェアとされている。</p> <p>補助対象経費の内容等を具体的に示す地域イントラネット基盤施設整備事業実施マニュアルによると、施設・設備の規模、内容の決定に当たっては、地域住民のニーズについて客観的データに基づいた利用見込を的確に把握し、接続施設及び設置箇所の検討を行うこととされている。</p>
整備計画等対応型	<p>地方公共団体による公営住宅の整備については、公営住宅法（昭和26年法律第193号）、住生活基本法（平成18年法律第61号）等に基づき実施されている。</p> <p>平成17年に、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）が制定され、地方公共団体が地域における住宅政策を総合的・計画的に推進することを支援する制度として地域住宅交付金が創設された（同法第7条第2項）。これにより、地方公共団体による公営住宅等の整備事業等の補助事業については、地域住宅交付金の交付により実施されることとなった（16年度以前からの継続事業については経過措置を適用）。</p>
基準等対応型	<p>都市公園は、地方公共団体又は国が設置する公園又は緑地である（都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項）。地方公共団体が設置する都市公園には、①都市計画施設である都市公園、②都市計画区域内において設置する都市公園がある。また、国が設置する都市公園（国営公園）には、①一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である都市公園（都市公園法第2条第1項第2号イ（イ号公園））、②国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である都市公園（同法第2条第1項第2号ロ（ロ号公園））がある。</p>
受益対応型	<p>農地再編整備事業は、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき実施される土地改良事業の一つであり、広範にわたる地域を対象とした区画整理と開畑の一体的な実施等の生産基盤の整備（農地等の区画形質の変更を中心に、用水、排水、道路等のほ場条件を総合的に整備）するものである。一般的な事業の流れは、地区調査、申請、事業計画の決定、工事着手という流れになっており、需要予測等は、同法や農林水産省本省が作成した「土地改良事計画設計基準 計画」に基づいて、地方農政局（北海道においては北海道開発局）が実施している。</p> <p>農道は、一般道路とは異なり、トラクター等の大型かつ低速の農業用機械が通行するほか、運搬のためにトラック等の高速自動車も通行するなど低速混合の交通が見込まれるものである。また、農産物の集荷、肥料等の運搬に際し、車両を路肩に駐車して作業する必要があるなど、一般道路とは異なる利用が行われる。</p> <p>農地再編整備事業地区内の農道の整備については、交通量等の推計は、事業計画の決定までの間に実施されている。また、農免農道整備事業については、需要予測等（交通量の推計等を行い）を行った後、事業採択申請を行い、土地改良事業計画を決定している。</p>
かんがい排水	<p>かんがい排水事業は、土地改良法第2条第2項第1号に定められる土地改良事業であって、農業用ダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等の農業用排水施設の新設、廃止又は</p>

事業名	制度の概要
	<p>変更に係る事業であって、その需要予測等は、土地改良法、土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）、土地改良法施行規則（昭和 24 年農林省令第 75 号）のほか、国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年 7 月 7 日付け農林水産事務次官依命通知）、国営かんがい排水事業実施要領（平成元年 7 月 7 日付け農村振興局長通知）等に基づき実施されている。</p> <p>また、農林水産省では、土地改良法第 87 条第 1 項に基づく土地改良事業計画の策定の用に資するため、土地改良事業計画設計基準 計画「農業用水（水田）」及び土地改良事業計画設計基準 計画「農業用水（畑）」を策定しており、これらに示される需要予測モデル等に基づき、施設の規模が決定されている。</p>
漁 港	<p>平成 14 年に漁港法が漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）に改称・改正され、それまでの漁港改修事業及び漁港修築事業と沿岸漁場整備開発事業が統合され水産物供給基盤整備事業に再編された。</p> <p>水産物供給基盤整備事業は、漁港漁場整備法第 4 条に基づく漁港漁場整備事業であり、「水産物供給基盤整備事業等実施要領」（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 水港第 4457 号）第 2 に定められる事業である。このうち、漁港漁場整備法施行規則（昭和 26 年農林省令第 47 号）第 1 条の 2 に規定される、i）計画事業費が一事業につき 20 億円を超えるものであって、かつ、ii）漁港の整備を含む事業にあつては、当該漁港を利用する漁船の隻数等が相当程度見込まれる事業については特定漁港漁場整備事業とされている。</p> <p>特定漁港漁場整備事業の実施に当たっては、漁港漁場整備法第 17 条第 1 項に基づき、特定漁港漁場整備事業計画を定めることとなっている。特定漁港漁場整備事業計画書には、整備対象漁港及び整備対象漁場の将来見通しを定めることとなっており、事業主体は、属地陸揚量、属地陸揚金額、登録漁船隻数、利用漁船隻数及び漁船以外利用隻数の各指標について需要予測等を行っている。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 75 号）により、空港整備法及び航空法が改正され、次のような措置が講じられた。（なお、空港整備法施行規則が空港法施行規則に改められ、「新北九州空港」は「北九州空港」に名称が変更された。）
- ・ 空港整備法の名称を空港法に改称した。
  - ・ 空港整備法の「第一種空港」、「第二種空港」、「第三種空港」という空港の区分を、空港法では「国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港」及び「国際航空輸送網又は国内航空輸送網を形成する上で重要な役割を果たす空港」に改めた。
  - ・ 今後の我が国の空港全体及び主要空港の中長期的な整備及び運営の在り方を明示するため、空港法では、国土交通大臣は、空港の設置及び管理に関する基本方針を策定し、公表することを定めた。
  - ・ 航空法の改正により、空港の設置許可に係る審査等では、空港等の設置計画が空港法に基づいて策定された基本方針に適合しているかどうかの審査を行うこととされた。

各公共事業の実施の流れとその需要予測等の実施時期・実施者・実施目的

類型	事業名	①発案・構想	調 査 ・ 計 画				事 業 実 施			⑦供用、維持管理	
			②調 査	③計 画 ・ 設 計		④事業計画書の作成、申請	⑤事業計画決定、事務手続	⑥着工～概成～事業完了			
I 将来の需要の推計値が根拠	交通流対応型	①一般国道	発案・構想	道路交通量調査、道路及び交通現況の把握	道路網整備計画の作成	比較路線の決定、路線の比較検討	概略計画の決定	都市計画決定	都市計画事業認可、事業着手、現地測量、道路設計、用地幅杭設置、用地買収	工事	供用、維持管理
		実施者：国又は地方公共団体／目的：計画交通量（将来の交通流＝自動車交通量）を推定 → 道路規格（車線、幅員等）を決定									
		②地下鉄	発案・構想	調 査	基 本 設 計			鉄道事業許可申請書（事業基本計画等）作成	鉄道事業許可申請	工事	供用、維持管理
実施者：事業者（地方公共団体、民間事業者等）／目的：輸送人員の推定 → 施設規模（駅の規模、車両規格、トンネルの直径等）を決定											
I 将来の需要の推計値が根拠	人口規模対応型	③空港	発案・構想	調 査	パブリック・インボルブメントの実施(注3)	空港整備基本計画作成	飛行場設置許可申請書の作成	環境影響評価・飛行場設置許可申請（国土交通大臣以外の者が設置する場合）等の法的手続	工事	供用、維持管理	
		実施者：国又は地方公共団体／目的：乗降客数の推定 → 施設規模（滑走路長、駐機場の数等）を決定									
		①下水道	発案・構想	調 査	基本構想	全体計画策定		都市計画決定、事業計画策定	下水道法事業認可、都市計画事業認可	工事	供用、維持管理
実施者：地方公共団体／目的：計画汚水量の推定 → 汚水処理能力を決定											
I 将来の需要の推計値が根拠	人口規模対応型	②水道	発案・構想	基礎調査等の実施	基本方針策定、基本計画作成、整備内容決定	規模の決定	基本設計、水理計算、構造計算等	事業計画書、工事設計書作成	事業認可申請、実施設計、補助金交付申請	工事、施工管理等	供用、維持管理
		実施者：地方公共団体／目的：給水人口、一日最大給水量の推定 → 取水施設、浄水施設等の事業規模を決定									
		③廃棄物処理施設	発案・構想	環境影響評価の調査	基本計画の作成	基本設計機種選定	環境影響評価手続による縦覧	整備計画書作成、整備計画書提出、都市計画決定	都市計画事業認可、技術審査、詳細設計、補助金交付申請	業者決定、契約、図面の取り交わし、機器製作、掘削、試運転等	供用、維持管理
実施者：地方公共団体／目的：計画処理量の推定 → 焼却処理能力を決定											
I 将来の需要の推計値が根拠	人口規模対応型	④多目的ダム	発案・構想	基礎資料収集、流況調査、ダム規模の設定、実施計画調査	基本計画の作成	基本計画の公示及び通知	実施設計	工事計画書作成	工事計画の決定	工事用道路、仮設備、本体工事等、試験湛水、本湛水	操作規則の作成等、供用、維持管理
		実施者：利水容量は地方公共団体等（利水事業者）（ダム容量全体は国又は地方公共団体）／目的：利水容量、洪水調節用容量等の推定 → 堤高等ダムの規模を決定									

類型	事業名	調査・計画				事業実施		⑦供用、維持管理			
		①発案・構想	②調査	③計画・設計	④事業計画書の作成、申請	⑤事業計画決定、事務手続	⑥着工～概成～事業完了				
I 将来の需要の推計値が根拠	企業活動対応型	①港湾	発案・構想	調査	港湾計画の策定	施設の概略設計	事業採択	工事	供用、維持管理		
		②工業用水道	発案・構想	調査	施設計画の作成	設計	事業計画書の作成、補助金交付申請	事業計画書の届出	工事	供用、維持管理	
	①イントラネット	発案・構想	事業実施希望案件の調査	ヒアリングの実施、事業実施希望案件の調査	事業実施内示	補助金交付申請、補助金交付決定通知	工事	供用、維持管理、実績報告書の提出			
II められた各種整備計画等が根拠	①公営住宅	発案・構想	基本計画作成	基本設計		実施設計	工事	供用、維持管理			
	①都市公園	発案・構想	調査、調整 基本方針の作成	基本計画の作成	基本設計、実施設計	都市計画決定	都市計画事業認可、設計書の作成、発注・契約	工事	供用、維持管理		
III 令・通知等に定められた受益者の申請・意向を踏まえ、法	受益対応型	①農地・農道	発案・構想	地区調査	全体実施設計	申請人15人以上による申請	市町村長との協議	事業計画概要作成・公告・縦覧	土地改良法に基づく三条資格者の同意、事業施行申請、専門技術者からの意見聴取、計画決定	工事	供用、維持管理
		②かんがい排水	発案・構想	地区調査	全体実施設計	申請人15人以上による申請	市町村長との協議	事業計画概要作成・公告・縦覧	資格者の同意、事業施行申請、専門技術者からの意見聴取、計画決定	工事	供用、維持管理
		③漁港	発案・構想	利用者からの意見聴取	特定漁港漁場整備事業計画案の作成	事業の必要性・採択要件整理、基本的調査、調整	関係機関との法定協議	特定漁港漁場整備事業計画案公告・縦覧、届出	特定漁港漁場整備事業計画の決定、補助金交付申請	基本設計、工法協議、実施設計、工事	供用、維持管理

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 矢印は、事業計画を作成するために行う当初の需要予測等のおおむねの実施時期を示している。  
3 パブリック・インボルブメント (PI) : 空港整備計画の検討段階において、空港整備主体が関係地方公共団体と連携して、空港の周辺地域の住民等のPI対象者に情報を公開した上で、広く意見を把握し、計画策定過程に対象者の参画を促すこと。

## 調査対象 75 か所における工期、需要予測等の時期等

類型	事業名	番号	調査箇所	工期		総事業費 (億円)	今回の調査で把握した需要予測等の 実施時期(年度)、実施理由等		保存 状況等	需要予測等に関する記録(用いた手法、デ ータ、算定手順等)の保存状況等
交通流 対応型	一般国道	01	岩舟小山バイ パス	昭和49～平成16 年度	31年	268	時期不明	(着工(昭和56年度)以 前に実施)	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>着工前に実施した需要予測等の資料は保 存されていない。</li> <li>公共事業評価の実施に際して行った需要 予測等については、評価結果書に概要(用 いた手法、データの名称等)を示す資料が 添付されている。</li> </ul>
							平成15	再評価時	△	
							平成18	事後評価時	△	
		02	清滝生駒道路	1-1工区)平成7 ～17年度 1-2工区)昭和56 ～平成17年度 1-3工区)昭和59 ～(平成2年度 暫定供用) 1-4工区)工事未 着手	25年	490	時期不明	(着工(昭和56年度)以 前に実施)	×	
							平成15	再評価時	△	
		03	善通寺バイパ ス	1工区)昭和58～ 平成3年度 2-1工区)昭和58 ～平成19年度 2-2工区)工事未 着手	25年	270	時期不明	(着工(昭和58年度)以 前に実施)	×	
							平成15	再評価時	△	
		04	飯能狭山バイ パス	昭和62～平成17 年度	19年	195	時期不明	(着工(昭和56年度)以 前に実施)	×	
							平成15	再評価時	△	
		05	竹田バイパス	平成6～16年度	11年	43	平成3	着工前に実施	△	
平成10	第2期事業に係る新規事 業採択時評価時						×			
地下鉄		06	札幌市営地下 鉄東西線	平成6～10年度	5年	480	平成5	鉄道事業免許申請時	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来の輸送人員の推計過程を把握するた めの情報(用いた手法・データ、前提条件) が記載された資料が保存されている。</li> </ul>
							(昭和47)	鉄道事業免許申請のため	×	
							(昭和59)	都審議会報告で事業内容 の検討を求められたため	×	
							(昭和62)	都審議会において事業内 容の検討を行うため	×	
							昭和63	東京都地下鉄建設株式会 社の事業免許申請のため	×	
07	東京都営地下 鉄大江戸線	平成3～12年度 (環状部)	10年	9,886	(昭和47)	鉄道事業免許申請のため	×			
					(昭和59)	都審議会報告で事業内容 の検討を求められたため	×			
					(昭和62)	都審議会において事業内 容の検討を行うため	×			
					昭和63	東京都地下鉄建設株式会 社の事業免許申請のため	×			



類型	事業名	番号	調査箇所	工期		総事業費 (億円)	今回の調査で把握した需要予測等 の実施時期(年度)、実施理由等		保 存 状況等	需要予測等に関する記録(用いた手法、デ ータ、算定手順等)の保存状況等	
交通流 対応型	空	08	名古屋市営地下鉄名城線	平成9～16年度	8年	937	平成11 料金体系の見直しのため	○	将来の輸送人員の推計過程を把握するための情報(用いた手法・データ、前提条件)について記載された資料が保存されている。		
		09	京都市営地下鉄東西線	平成11～16年度	6年	556	平成5 鉄道事業免許申請時	○			
		10	福岡市地下鉄七隈線	平成8～16年度	9年	2,811	平成8	鉄道事業免許申請時		○	
							平成15	新たにパーソントリップ調査が実施され、最新の調査結果が出されたため		○	
		11	函館空港	平成4～10年度	7年	178	平成2	空港整備基本計画作成時		×	需要予測等に関する資料は保存されていない。 (これらについては、空港の整備等に関する行政評価・監視に基づく勧告(平成13年12月)以前に需要予測等を実施したものである。)
		12	広島空港	平成8～12年度	5年	172	平成7	空港整備基本計画作成時		×	
		13	新北九州空港	平成6～17年度	12年	1,024	平成4	空港整備基本計画作成時		×	
							平成14	事業再評価時		○	
		14	花巻空港	平成10～22年度(予定)	(13)年	321	平成10	飛行場施設変更許可申請時		○	
							平成14	事業再評価の予備的検討時		○	
	15	能登空港	平成10～14年度	5年	215	平成8	飛行場設置許可申請時	○			
	人口規模 対応型	下水道	16	鳴瀬川流域下水道	昭和56～平成30年度(全体計画の目標年)	38年	234	平成9	全体計画変更時	○	下水道事業に係る計画人口、計画汚水量の算出根拠が記載された資料が保存されている。
								平成14	事業計画変更認可申請時	○	
			17	淀川左岸流域下水道	昭和46～平成22年度(全体計画の目標年)	40年	1,007(平成18年度末累計額)	平成12	流域別下水道総合整備計画策定時	○	
								平成17	事業計画変更認可申請時	○	
18			中讃流域下水道	昭和46～平成30年度(全体計画の目標年)	48年	430	平成12	流域別下水道総合整備計画策定時	○		
							平成18	事業計画変更認可申請時	○		
19			東松山市公共下水道	昭和46～平成30年度(全体計画の目標年)	48年	487	平成15	全体計画変更時	○		
							平成17	事業計画変更認可申請時	○		
20			知多市公共下水道	昭和54～平成27年度(全体計画の目標年)	37年	425	平成15	全体計画変更時	○		
							平成15	事業計画変更認可申請時	○		

類型	事業名	番号	調査箇所	工期		総事業費 (億円)	今回の調査で把握した需要予測等 の実施時期(年度)、実施理由等		保存 状況等	需要予測等に関する記録(用いた手法、デ ータ、算定手順等)の保存状況等
人口規模対応型	水 道	21	中空知広域水道	平成18～19年度 (水道事業)	2年	12	平成17	事業認可申請時	○	水道事業の認可申請及び変更認可申請を行う際に提出することとされている事業計画書には、給水人口及び給水量の算出根拠を記載することとされており、直近の算出根拠資料は保存されている。
		22	登米市水道	平成5(合併前の 事業認可)～27年 度(現行事業計画 の終期)	23年	(施設は 既存)	平成18	平成17年の9町合併に伴 う水道事業の統合後	○	
		23	神奈川県内広 域水道	相模川水系建設 事業 昭和55～平成19 年度(第1期事業) (第2期事業 は平成12年度に 凍結を決定)	28年	7,350	昭和 53～55	事業計画策定時	○	
							昭和61	給水開始年度延長に伴う 水需要予測の見直し	○	
							平成6	水利権使用許可申請時	○	
							平成 11～12	給水開始年度延長に伴う 水需要予測の見直し	○	
		24	福山市水道	昭和53～平成9 年度(第六期拡 張事業)	20年	228	昭和50	第六期拡張事業	○	
	昭和63						第六期拡張事業	○		
	25	大牟田市水道	平成18～26年度	9年	113	平成17	第九次拡張事業	○		
	廃 棄 物 処 理 施 設	26	さいたま市大 崎第二工場	平成4～7年度	4年	256	平成4	事業計画作成時	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>いずれの事業についても、ごみ処理施設整備計画書は保存されている。</li> <li>整備規模を決定する要因となった計画処理量及び計画諸元(計画収集人口、計画月変動係数、既存施設処理能力等)の推計値の推移についていずれも把握されており、予測の算出手順やその根拠についても、おおむね適切な資料の保存がなされていると考えられる。</li> </ul>
		27	名古屋市南陽 工場	平成3～8年度	6年	791	平成2	事業計画作成時	○	
		28	大阪市西淀工 場	平成2～7年度	6年	291	平成元	事業計画作成時	○	
		29	神戸市東クリ ンセンター	平成7～11年度	5年	464	平成6	事業計画作成時	○	
		30	福岡市西部工 場	昭和63～平成3 年度	4年	221	昭和62	事業計画作成時	○	
	多 目 的 ダ ム	31	滝里ダム	昭和54～平成11 年度	21年	1,260	～昭和 58	基本計画作成時	△	ダムの建設に関する基本的な資料(注1)は保存されているものの、利水事業者が推計した需要予測等に関する資料は保存されておらず、詳細は不明である。 なお、ダムの利水容量計算に係る資料(注2)は保存されている。 (注1) 直轄の滝里ダム、八田原ダム及び竜門ダムにおいてはダムの建設に関する基本計画等、補助の花山ダム及び九谷ダムにあってはダム建設事業の全体計画等 (注2) 滝里ダム確保容量計算書、九谷ダム水収支計算書、八田原ダム利水容量計算書、竜門ダム利水容量計算表等
32		八田原ダム	昭和48～平成9 年度	25年	1,080	～昭和 50	基本計画作成時	△		
33		竜門ダム	昭和45～平成13 年度	32年	1,810	～昭和 53	基本計画作成時	△		
34		花山ダム(再開 発)	平成10～16年度	7年	38	平成7	全体計画作成時	△		
35		九谷ダム	昭和45～平成17 年度	36年	510	昭和50	全体計画作成時	△		
	昭和61					全体計画作成時	△			

類型	事業名	番号	調査箇所	工期		総事業費 (億円)	今回の調査で把握した需要予測等 の実施時期(年度)、実施理由等		保存 状況等	需要予測等に関する記録(用いた手法、デ ータ、算定手順等)の保存状況等
企業 活動 対応 型	港 湾	36	十勝港	平成4～12年度	9年	115	平成3	港湾計画改訂時	○	岸壁で取り扱う貨物の種類や取扱貨物量の設定過程について記載された港湾計画資料が保存されている。 岸壁で取り扱う貨物の種類や取扱貨物量の設定過程について記載された事後評価時の検討資料が保存されている。 岸壁で取り扱う貨物の種類や取扱貨物量の設定過程について記載された港湾計画資料が保存されている。
							平成12	港湾計画改訂時	○	
							平成17	事後評価時	○	
		37	徳島小松島港	平成6～13年度	8年	203	昭和62	港湾計画改訂時	○	
							平成3	港湾計画一部変更時	○	
							平成13	港湾計画改訂時	○	
	38	細島港	平成5～11年度	7年	86	昭和61	港湾計画改訂時	○		
						平成9	港湾計画改訂時	○		
	39	岩国港	平成4～21年度 (予定)	18年	95	昭和61	港湾計画改訂時	○		
						平成11	港湾計画改訂時	○		
	40	福井港	平成5～9年度	5年	15	平成元	港湾計画改訂時	○	岸壁で取り扱う貨物の種類や取扱貨物量の設定過程について記載された事業再評価時の検討資料が保存されている。 随港道路の交通量の推計に用いた手法及び係数について記載された港湾計画資料が保存されている。	
	工業 用水 道	41	釧路白糠	平成3～16年度	13年	46	平成3	事業届出時	○	事業届出書(事業計画書が添付)、事業変更届出書のほか、次のような計画給水量の算出根拠等が記載された資料が保存されている。 ・ 工業用水需要量計画説明資料(釧路白糠) ・ 工業用水需要予測調査報告書(仙塩) ・ 水需要量調査に関する資料(尾張、加古川) ・ 工業用水需給計画(大牟田)
							平成12	事業変更届出時	○	
		42	仙塩 (拡張工事)	平成2～5年度	4年	68	平成元	事業変更届出時	○	
		43	尾張	昭和52～59年度	7年	609	昭和52	事業届出時	○	
昭和58							社会経済情勢の変化に伴う水需要量の見直し	○		
44		加古川(第2期 事業)	昭和44～平成11 年度	30年	610	昭和43	水需要量調査時	○		
						昭和46	水需要量調査時	○		
	昭和48					事業変更届出時	○			
	昭和53					社会経済情勢の変化に伴う水需要量の見直し	○			
					昭和56	社会経済情勢の変化に伴う水需要量の見直し	×			
					昭和59	社会経済情勢の変化に伴う水需要量の見直し	○			
45	大牟田	昭和46～51年度	4年	189	昭和47	事業届出時	○			

類型	事業名	番号	調査箇所	工期		総事業費 (億円)	今回の調査で把握した需要予測等 の実施時期(年度)、実施理由等		保存 状況等	需要予測等に関する記録(用いた手法、デ ータ、算定手順等)の保存状況等
利用実績対応型	イントラネット	46	真室川町	平成16年8月 ～17年3月	1年 未満	2.2	平成16	補助金交付申請時	○	補助金交付申請書に添付することとされて いる利用見込みに関する資料は保存されて いる。 また、利用見込みの算出根拠資料は、宿毛 市を除き保存されている。
		47	筑北村	平成16年8月 ～17年3月	1年 未満	3.0	平成16	補助金交付申請時	○	
		48	池田町	平成15年9月 ～16年3月	1年 未満	1.2	平成15	補助金交付申請時	○	
		49	津和野町	平成18年8月 ～19年2月	1年 未満	1.8	平成18	補助金交付申請時	○	
		50	宿毛市	平成15年3月～ 15年12月	1年 未満	0.4	平成14	補助金交付申請時	△	
整備計画等対応型	公営住宅	51	愛知県営朝日 住宅	(第1期)平成 15～17年度 (第2期)平成 17～18年度	4年	8.6	[県全体 平成18 平成18 の住宅整備計画] 愛知県住生活基本計画 愛知県県営住宅ストック 総合活用計画 [左の事 平成18 業に係る地域住宅計画] 地域住宅計画策定時	○	(地方公共団体の各種住宅整備計画におい て、公営住宅の供給目標量、整備目標量、計 画目標達成のために必要な事業規模等を記 載)	
		52	大阪府営姫島 住宅	平成17～20年度	4年	13	[府全体 平成13 の住宅整備計画] 第八期大阪住宅五箇年計 画 [左の事 平成18 業に係る地域住宅計画] 地域住宅計画策定時	○		
		53	京都府営住宅 湯田団地	平成17～18年度	2年	4.8	[府全体 平成13 の住宅整備計画] 京都府住宅基本計画 [左の事 平成17 業に係る地域住宅計画] 地域住宅計画策定時	○		
		54	広島県営坂地 区住宅	平成18～20年度	3年	7.0	[県全体 平成13 の住宅整備計画] 広島県営住宅ストック総 合活用計画 住生活基本計画 [左の事 平成19 業に係る地域住宅計画] 地域住宅計画策定時	○		
		55	観音寺市営下 津団地等	平成17～19年度	3年	0.5	[市全体 平成14 の住宅整備計画] 観音寺市市営住宅ストッ ク総合活用計画 [左の事 平成18 業に係る地域住宅計画] 地域住宅計画策定時	○		

類型	事業名	番号	調査箇所	工期		総事業費 (億円)	今回の調査で把握した需要予測等 の実施時期(年度)、実施理由等		保 存 状況等	需要予測等に関する記録(用いた手法、デ ータ、算定手順等)の保存状況等
基準等対応型	都市公園	56	国営昭和記念公園	昭和54年度～ (58年度第1期開園)～	29年	511	昭和54	閣議決定時	○	(法令等で定める技術的基準等(配置・規模等の基準等)に基づき整備する公園の種類、面積等を記載)
		57	国営常陸海浜公園	昭和59度～(平成3年度第1期開園)～	24年	450	昭和57	基本計画決定時	○	
		58	彩の森入間公園	平成6～9年度	4年	161	平成4	基本計画策定時	○	
		59	鞆公園	東園整備)平成15～17年度	3年	11	平成14	事業採択時	○	
		60	東広島運動公園	昭和62年度～(平成4年度供用開始)～	21年	216	昭和58	基本計画決定時	○	
受益対応型	農地・農道	61	中樹林地区	平成12～20年度	9年	150	平成12	事業計画作成時	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>いずれの地区も、土地改良事業計画書、土地改良事業変更計画書は保存されている。</li> <li>計画交通量の算定方法及び数値は保存されている。</li> </ul>
		62	いさわ南部地区	平成10～21年度	12年	254	平成11	事業計画作成時	○	
							平成16	事業計画変更時	○	
		63	亀岡地区	平成12～22年度	11年	175	平成18	事業計画変更時	○	
							平成12	事業計画作成時	○	
		64	羽黒南部地区	平成2～16年度	15年	9.2	平成19	事業計画変更時	○	
	平成2						事業計画作成時	○		
	65	竹野大橋地区	平成8～15年度	8年	12	平成13	事業計画変更時	○		
						平成7	事業計画作成時	○		
						平成10	事業計画変更時	○		
	66	中信平二期	平成17～25年度	9年	180	平成17	事業計画作成時	○		
	かんがい排水	67	新矢作川用水	平成6～24年度	19年	729	平成6	事業計画作成時	○	
							平成15	事業計画変更時	○	
		68	新湖北	平成10～19年度	10年	160	平成10	事業計画作成時	○	
		69	道前道後平野	平成元～22年度	22年	506	平成元	事業計画作成時	○	
平成10	事業計画変更時						○			
70	尾鈴	平成8～19年度	12年	280	平成8	事業計画作成時	○			

類型	事業名	番号	調査箇所	工 期		総事業費 (億円)	今回の調査で把握した需要予測等 の実施時期(年度)、実施理由等		保 存 状況等	需要予測等に関する記録(用いた手法、デ ータ、算定手順等)の保存状況等
漁 港		71	砂原漁港	平成 14～23 年度	10 年	80	平成 14	事業計画作成時	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>いずれの地区も特定漁港漁場整備計画書及び特定漁港漁場整備事業計画変更書は保存されている。</li> <li>事業規模を決定するに当たり用いられた過去の港勢等についても、漁港港勢調査や漁協の台帳等により、資料は残されており、予測の根拠となった数値についてはおおむね把握が可能である。</li> </ul>
							平成 18	事業計画変更時	○	
		72	山越漁港	平成 14～20 年度	7 年	27	平成 12	事業計画作成時	○	
							平成 17	事業計画変更時	○	
		73	由比漁港	平成 14～23 年度	10 年	35	平成 13	事業計画作成時	○	
		74	坊勢漁港	平成 14～23 年度	10 年	157	平成 13	事業計画作成時	○	
							平成 17	事業計画変更時	○	
		75	豊島漁港	平成 14～21 年度	8 年	23	平成 13	事業計画作成時	○	
							平成 18	事業計画変更時	○	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「保存状況等」の欄で、「○」は需要予測等に関する資料が保存されているもの、「×」は保存されていないもの、「△」は資料の一部が保存されていないものを示す。

各公共事業における需要予測モデル等のパターン別のポイント

事業名	需要予測等の目的	需要予測等の手法・考え方等 (需要予測モデル等)		
		根拠法令又は準拠資料 (資料名、作成者、策定・改定の時期)	左の法令、資料等で示された手法・考え方等 (需要予測モデル等) の概要	需要予測等で使用することとされているデータ
<p>&lt;交通流対応型&gt; 一般国道</p>	<p>計画交通量(将来の交通流＝自動車交通量)を推定 → 道路規格(車線、幅員等)を決定</p>	<p>費用便益分析マニュアル(案)(建設省)平成10年、費用便益分析マニュアル(国土交通省)平成15年 (注:基本的な手法等は示されているが、詳細な手法等が示されたものではない。)</p>	<p>道路交通センサスの自動車起終点調査(OD調査)によるOD表(注)を用い、①発生集中交通量の推計(ゾーンから発生する交通量とゾーンに到着する交通量の予測)、②分布交通量の推計(ゾーンからゾーンへ向かう交通量の予測)、③路線配分(路線ごとの交通量(どのような経路に分散して流れるか)の予測)という三段階推計法により需要予測(交通流推計)を行うことを原則としている。 (注) Origin-Destination Table: ある地域を区分し、各ゾーンから発生する交通量のどれだけが、どのゾーンを着地とするかという内容を表形式にまとめたもの</p>	<p>OD表の作成に当たって用いる統計データは、道路交通センサス(5年周期で実施)を基本とするが、その外にパーソントリップ調査、独自の実態調査を用いることがある。</p>
地下鉄	<p>輸送人員の推定 → 施設規模(駅の規模、車両規格、トンネル断面等)を決定</p>	<p>特定のものは無い</p>	<p>必ず用いなければならないとされている需要予測モデル等はないが、一般的には交通量の予測に広く利用されている四段階推計法が用いられている。四段階推計法とは、交通需要の予測を①発生・集中交通量の予測、②分布交通量の予測、③交通機関別分布交通量の予測、④鉄道路線別配分交通量の予測の四段階に分け、個々のステップごとに予測を行っていく方法(需要予測の実施手順)である。各段階における実際の需要予測の算出方法として、①の段階では主に原単位法(注1)、②の段階では主に現在パターン法(注2)、③、④の段階では主に非集計ロジットモデル(注3)等が用いられる。 (注)1 土地利用面積等の量に応じて交通が発生することを前提に、単位面積あたりの発生量にそのゾーンの当該利用の土地面積などを掛けてゾーンの発生交通量を推計する方法 2 現在のOD表の交通分布パターンが将来も変わらないという前提にたって、将来の発生集中交通量を将来のOD表に分布させる方法 3 個人レベルのモデルを作成し、予測の段階で集計して交通需要を推計する方法。交通機関、経路を選択する際に考慮する要素(時間、費用等)を一つのモデルの中に同時に取り入れることが可能</p>	<p>①発生・集中交通量の予測から④鉄道路線別配分交通量の予測に至る4段階を通じて主にパーソントリップ調査の結果が用いられている。 その他、非集計ロジットモデルを用いている場合、説明変数として所要時間や運賃等のデータが使用される。</p>

事業名	需要予測等の目的	需要予測等の手法・考え方等（需要予測モデル等）		
		根拠法令又は準拠資料（資料名、作成者、策定・改定の時期）	左の法令、資料等で示された手法・考え方等（需要予測モデル等）の概要	需要予測等で使用することとされているデータ
空港	乗降客数の推定 → 施設規模（滑走路長、駐機場の数等）を決定	「国内航空需要予測の一層の精度向上について」（国土交通省）平成13年12月	国内航空旅客の需要予測等については、「国内航空需要予測の一層の精度向上について」（平成13年12月25日航空局長決定）に留意するものとされている。手順としては、①国内旅客総流動量、②地域別旅客流動量、③地域間旅客流動量、④機関分担交通量の各段階に分けて旅客流動量を予測し、機関分担交通量で算出された航空旅客流動量は、さらに路線別に予測を行うこととされている。（上記局長決定は、平成13年度の「空港の整備等に関する行政評価・監視」の勧告に基づいて定められたものである。）	①「国内旅客総流動量」→国内総生産等 ②「地域別旅客流動量」→都道府県別総生産等 ③「地域間旅客流動量」→航空旅客動態調査等 ④「機関分担交通量」→サービスレベル（運賃、時間等）
<人口規模対応型> 下水道	計画汚水量の推定 → 汚水処理能力を決定	下水道施設計画・設計指針と解説（社団法人日本下水道協会）1994年版、2001年版	i) 計画人口の算出（過去の推移、観光人口等から推定）、ii) 汚水量の算出（生活污水量、営業汚水量等を推定）を行った上で、計画汚水量（計画1日最大汚水量、計画時間最大汚水量及び計画1日平均汚水量）を算定し、事業規模等を決定している。	① 計画常住人口：人口の現状及び将来の動向を勘案して、また、市町村の開発計画や都市計画等により将来の予測値を参考にして定める。 ② 計画汚水量：汚水量の区分ごとに汚水量を推定（例）生活污水量：水道計画等により定める1人1日給水量を基に1人1日生活污水量を算定し、それに計画人口を乗じて求める。
水道	給水人口、一日最大給水量の推定 → 取水施設、浄水施設等の事業規模を決定	「水道施設設計指針」（社団法人日本水道協会）1977年版（昭52）・1990年版（平2）・2000年版（平12）	以下の式により給水人口と給水量（一日最大給水量）を算出し事業規模を決定している。 ① 給水人口＝給水区域内人口×普及率 将来人口の推計に当たっては、時系列傾向分析（人口のトレンド分析）、要因別分析（基準となる人口に出生、死亡、転出入等の人口変動要因を加減して推計）手法がある。 ② 給水量（一日最大給水量）＝一日平均給水量÷負荷率（一日平均給水量＝有収水量（生活用水＋業務営業用水＋工場用水等）÷有収率） i) 給水量の推計に当たっては、時系列傾向分析、重回帰分析、要因別分析、使用目的別分析等の手法がある。 ii) 負荷率は一日平均と一日最大との差を埋めるため、有収率は漏水等による不足分を埋めるために割り戻すもの。	① 将来人口 i) 時系列傾向分析する場合は過去の実績 ii) 要因別分析する場合には、出生率、死亡率、市外転出率、市内転居率等 ② 給水量 i) 時系列傾向分析する場合は過去の実績 ii) 重回帰分析する場合は、用途別水量の説明変数（生活用水：人口、世帯数等、業務営業用水：昼間人口、事業所数等、工場用水：事業所数等） iii) 要因別分析する場合には増減要因（生活用水：水使用機器、節水機器の普及状況等、業務営業用水：各業態の施設数、建物床面積等） iv) 使用目的別分析する場合には、洗面、洗濯、炊事等使用目的別の実態調査等



事業名	需要予測等の目的	需要予測等の手法・考え方等（需要予測モデル等）		
		根拠法令又は準拠資料（資料名、作成者、策定・改定の時期）	左の法令、資料等で示された手法・考え方等（需要予測モデル等）の概要	需要予測等で使用することとされているデータ
廃棄物処理施設	計画処理量の推定 → 焼却処理能力を決定	「ごみ処理施設構造指針」（旧厚生省）昭和63年 「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の取扱いについて」（環境省（旧厚生省））平成10年、平成15年	廃棄物処理施設の整備に当たっては、計画処理量に基づき、その処理能力が決定される。これまで数度にわたり需要予測モデル等の策定及び改定が行われている。 <昭和63年> 計画処理量 = (計画1人1日平均排出量 × 計画収集人口 + 計画直接搬入量) × 計画月最大変動係数 <平成10年、15年> 計画処理量 = (計画1人1日平均排出量 × 計画収集人口 + 計画直接搬入量) / 実稼働率 / 調整稼働率	① 計画収集人口は、当該市町村の過去の人口動態、将来の人口予測等を基に算出する（平成15年の通知では過去10年間の実績に基づくこととされている。） ② 計画1人1日平均排出量は、過去5年以上の実績を基礎として算定する。 ③ 月最大変動係数は、過去5年以上の実績に基づくこととされている。 ④ 実稼働率は、年間実稼働日数（280日以上）を365（日）で除し算定する。 ⑤ 調整稼働率は、正常に運転される予定の日でも故障の修理、やむを得ない一時休止等のため処理能力が低下することを考慮した係数であり、96%とされている。
多目的ダム	利水容量の推定 → 堤高等ダムの規模を決定	「多目的ダムの建設」（財団法人ダム技術センター）平成17年版	各利水者が半旬期（約5日）ごとに取水予定地点における必要水量を算定し、取水地点の流況と比べて、ダムからの補給が必要な期間と水量、ダムに貯留できる水量を計算する（利水容量計算）。これに、洪水に備えて確保する容量（洪水調節容量、普段は空容量）及び土砂が溜まり取水できなくなる容量（堆砂容量）を足し上げてダムの容量配分を決定している。	既往の水文資料（注）からできるだけ長期間の資料を収集し、10か年第1位相当（20か年第2位等）の渇水年の基準年とする。 （注） 水文とは水の循環を研究する分野のことで、河川工学、土木、気象、農学、林学等それぞれの水循環に関連する研究を総称して水文学という。
<企業活動対応型> 港湾	取扱貨物量等の推定 → 施設規模及び配置を決定	「港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル」（国土交通省）平成16年6月	港湾における取扱貨物量等は、国土交通省が定めた「港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル」（以下「マニュアル」という。）に基づきプロジェクト（物流ターミナル整備プロジェクト、臨港道路整備プロジェクト）ごとに定めることとされている。 マニュアルによれば、物流ターミナル整備プロジェクトは、背後圏の社会経済動向、荷主や船社の意向等を考慮して取扱貨物量を推計することとされているが、同マニュアルには具体的な取扱貨物量の算出方法について定められていない。一般的には、品目別、外貿・内貿別に、既存統計による過去の実績と企業ヒアリング結果により将来情勢を予測し、港湾全体の取扱貨物量を推計した上で、それらを各岸壁に振り分けることにより個別岸壁の取扱貨物量が推計されている。	取扱貨物量実績、企業ヒアリング結果、社会経済指標（新規木造住宅着工数、公共事業費等）

事業名	需要予測等の目的	需要予測等の手法・考え方等（需要予測モデル等）	
		根拠法令又は準拠資料（資料名、作成者、策定・改定の時期）	左の法令、資料等で示された手法・考え方等（需要予測モデル等）の概要
工業用水道	計画給水量の推定 → 取水施設、浄水施設等の事業規模を決定	「工業用水道施設設計指針・解説」（社団法人日本工業用水協会）昭和51年版、平成元年版、平成16年版	<p>計画給水量を決定するに当たり、その前提として、給水対象区域内の地域開発計画における用地造成の規模、立地想定業種、企業の引き合いの状況、工事工程等を把握することとされている。</p> <p>そして、計画給水量は、給水対象区域内の既存工場及び新規立地予定工場等の位置、集中度、将来生産計画等を詳細に調査し、これを基に計画給水量の想定を行わなければならないとされている。</p> <p>具体的には、既存工場については、現在の使用水量、使用形態、下水道の普及状況と今後の生産拡張計画に関して、アンケート調査や直接面接調査を行い、的確に需要量を把握して想定するとされている。また、新規立地予定工場については、既存の同業種工場の使用水量等を参考とするだけでなく、産業別生産形態について文献、資料等により類推し、その使用水量等の推定を行わなければならないとされている。</p>
＜利用実績対応型＞ イントラネット	システム別利用見込件数、公衆端末の利用見込時間の推定 → 光ファイバケーブルに係る施設、設備の規模等を決定	<p>○ 地域イントラネット基盤施設整備事業実施マニュアル（総務省）平成14年5月策定、同年11月・18年4月・19年5月改定</p> <p>○ 「補助金交付申請書一式の提出について」の別紙「利用見込みに関する資料」</p>	<p>① システムの利用見込み件数：類似のシステムの利用状況、人口、パソコンの普及率、現在の窓口利用件数等</p> <p>② 公衆端末の延べ利用見込み時間：学校を除く類似のシステムの利用状況、過去1年間の施設利用者数等</p>

事業名	需要予測等の目的	需要予測等の手法・考え方等（需要予測モデル等）		
		根拠法令又は準拠資料（資料名、作成者、策定・改定の時期）	左の法令、資料等で示された手法・考え方等（需要予測モデル等）の概要	需要予測等で使用することとされているデータ
<整備計画等対応型> 公営住宅	住宅供給計画量又は目標量の設定 → 事業後の供給住宅戸数を決定	公営住宅法（昭和26年法律第193号）、住宅生活基本法（平成18年法律第61号）、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）	地方公共団体における公営住宅整備に係る計画（例：①住生活基本計画（都道府県計画）、②公営住宅ストック活用計画、③地域住宅計画）において定める今後の公営住宅の供給計画量又は目標量を踏まえ、事業における供給住宅戸数を決定している。 （※ 公営住宅建替事業については、新たに整備される公営住宅への再入居が公営住宅法で保障されており、事業完了後に現在の入居者が再入居する前提で実施されている。）	
<基準等対応型> 都市公園	法令等に基づく基準等の適用 → 都市公園の規模・規格等を決定	都市公園法（昭和31年法律第79号）、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）、都市公園法運用指針（国土交通省）	都市公園法において、都市公園（国が国家的記念事業等のため設置するものを除く。）は同法施行令に定める技術的基準に適合するよう設置するものとされており、規模・規格等については技術的基準として定められた配置、規模等に関する基準等に基づいて決定している。 また、国が国家的記念事業等のため設置する都市公園は、閣議決定を経て設置することとされており、その規模・規格等については当該閣議決定において決定している。	
<受益対応型> 農地・農道	計画用水量、計画排水量、計画交通量の推定 → 施設規模（区画、構造、車道幅員等）を決定	土地改良法（昭和24年法律第195号）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号） 土地改良事業計画設計基準計画「ほ場整備（水田）」（農林水産省）昭和52年・平成12年	農地再編整備事業は、土地改良事業計画設計基準計画「ほ場整備（水田）」等に基づき、区画の形状、用排水路、農道等の規模や施設の規格等を定める事業計画を作成している。 農道整備事業は、土地改良事業計画設計基準・計画「農道」に基づいて需要予測等を行うこととしており、事業規模や施設の規格等を定める事業計画を作成している。同基準において、農道の計画交通量は、将来目標時の交通量を表すもので、計画農業交通量と計画一般交通量から成っている。 これらの事業は、受益者等の意向を踏まえ、法令・通知等に定められた基準等を根拠として、現地調査、実測等により事業規模が決定される。 土地改良事業は、原則として受益者の負担がある。	（参考）全国道路交通量情勢調査（道路交通センサス）のデータ又は観測値

事業名	需要予測等の目的	需要予測等の手法・考え方等（需要予測モデル等）		
		根拠法令又は準拠資料（資料名、作成者、策定・改定の時期）	左の法令、資料等で示された手法・考え方等（需要予測モデル等）の概要	需要予測等で使用することとされているデータ
		土地改良事業計画設計基準 計画「農道」（農林水産省）昭和56年、平成13年		
かんがい排水	計画用水量、最大粗用水量の推定 → 取水能力を決定	土地改良法、土地改良法施行令、土地改良法施行規則  土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水（水田）（農林水産省）平成5年  土地改良事業計画設計基準 計画「農業用水（畑）」（農林水産省）平成9年	かんがい排水施設の規模は、「土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水（水田）」及び「土地改良事業計画設計基準 計画「農業用水（畑）」」により、下記の算定式に基づき算出される計画用水量に基づいて決定される。  i) 水田かんがい計画用水量＝粗用水量－地区内利用可能量＝[純用水量（ほ場単位用水量－有効雨量）＋施設管理用水量]－地区内利用可能量  ii) 畑地かんがい計画用水量＝粗用水量－地区内利用可能量＝[純用水量（ほ場単位用水量－有効雨量）＋損失水量]－地区内利用可能量  施設の規模は「同基準農業用水（水田）」によると「用水の最大需要量は、用水利用が頻繁となる時期において、連続干天等の条件で発生する量であり、計画で想定する最大値となる。取水及び送配水施設の容量は、この最大需要量を基礎に置いて決定することが基本となる」とされている。  ここでいう「連続干天等の条件」については、同基準（農業用水（水田））の「施設容量等の決定」の部分の解説において、「取水及び送配水施設については、最大の用水量の発生する時期に連続干天等が起こる可能性を勘案して、一般に無降雨の状態において発生する用水の日最大量（最大用水需要量）が通過できる容量に、余裕や安全を見込んだ容量で計画する」とされている。	①（参考）ほ場単位用水量、有効雨量等は、当該受益地の土壌区分ごとに、2年以上の実測値に基づくこととされている。  ②（参考）連続干天等の条件を把握するために行われる気象条件の把握については、過去20年以上の気象を分析することが望ましいとされている。
漁港	登録漁船隻数、利用漁船隻数、属地陸揚量、属地陸揚金額の推定 → 施設規模（所要延長、所要量等）を決定	漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）平成14年改正	整備対象漁港及び整備対象漁場の整備規模は、漁港漁場整備法に基づき地方公共団体等が策定する、特定漁港漁場整備事業計画において定めることとされている属地陸揚量、属地陸揚金額、登録漁船隻数、利用漁船隻数及び漁船以外利用隻数の各指標に基づき決定される。  なお、水産庁では需要予測の具体的な算出方法を示していないため、各事業主体は、独自の需要予測モデル等により将来見通しに係る需要予測等を行っている。	漁港漁場整備法に基づき、特定漁港漁場整備事業計画を定めることとなり、特定漁港漁場整備事業計画書には、整備対象漁港及び整備対象漁場における属地陸揚量、属地陸揚金額、登録漁船隻数、利用漁船隻数及び漁船以外利用隻数の各指標について将来見通しを定めることとされている。

需要予測値に対する実績値の割合

類型	事業名	番号	調査対象事業箇所	需要予測値 (a)		実績値 (b)	b/a (%)	
				A	B			
交通流 対応型	一般 国道	1	岩舟小山バイパス	概18	*概42	27,700~30,800台/日	概17	39,424台/日 (128~142.3)
		2	飯能狭山バイパス	概15	*概32	12,000台/日	概18	13,158台/日 (109.7)
		3	竹田バイパス	概3	*概22	10,100台/日	概17	9,476台/日 (93.8)
	地下鉄	4	札幌市営地下鉄東西線	概5	概18	80,356人/日	概18	42,323人/日 52.7
		5	東京都営地下鉄大江戸線	概11	概12	820,000人/日	概18	720,000人/日 87.8
		6	名古屋市営地下鉄名城線	概5	概14	144,138人/日	概18	69,000人/日 47.9
		7	京都市営地下鉄東西線	概15	概16	138,000人/日	概18	128,000人/日 92.8
		8	福岡市地下鉄七隈線	概14	概17	110,957人/日	概18	51,909人/日 46.8
	空港	9	函館空港	概2	概12	2,275,000人/年	概17	1,942,066人/年 85.4
		10	広島空港	概7	概17	2,984,000人/年	概18	2,983,110人/年 100.0
		11	新北九州空港	概14	概19	2,833,000人/年	概18	1,240,389人/年 43.8
		12	花巻空港	概14	概18	565,200人/年	概18	434,036人/年 76.8
		13	能登空港	概8	概15	313,000人/年	概18	164,360人/年 52.5
人口規模 対応型	水道	14	登米市水道	概18	概18	88,770人 36,080m <sup>3</sup> /日	概18	88,136人 32,744m <sup>3</sup> /日 99.3 90.8
		15	神奈川県内広域水道	概11	概18	8,138,758人 4,129,100m <sup>3</sup> /日	概18	8,112,707人 3,185,446m <sup>3</sup> /日 99.7 77.1
		16	福山市水道	概7	概18	391,765人 211,654m <sup>3</sup> /日	概18	379,657人 158,832m <sup>3</sup> /日 96.9 75.0
		17	大牟田市水道	概17	概18	118,165人 42,565m <sup>3</sup> /日	概18	119,728人 41,088m <sup>3</sup> /日 101.3 96.5
	廃棄物 処理施設	18	さいたま市大崎第二工場	概4	概13	126,000t/年	概17	131,097t/年 104.0
		19	名古屋市南陽工場	概2	概14	420,000t/年	概17	354,436t/年 84.4
		20	大阪市西淀工場	概元	概11	168,000t/年	概17	177,915t/年 105.9
		21	神戸市東クリーンセンター	概6	概17	252,000t/年	概17	213,268t/年 84.6
		22	福岡市西部工場	概62	概10	210,000t/年	概17	200,201t/年 95.3
		23	十勝港	概17	概17	93,500t/年	概17	152,277t/年 162.9
企 動 活 動 対 応 型	港湾	24	細島港	概9	*概20年代前半	483,000t/年	概18	400,631t/年 (82.9)
		25	釧路白糠	概12	概18	8,728m <sup>3</sup> /日	概18	2,560m <sup>3</sup> /日 29.3
	工業用 水道	26	仙塩(拡張事業)	概元	概12	23,300m <sup>3</sup> /日	概18	7,490m <sup>3</sup> /日 32.1
		27	尾張	概52	概59	290,000m <sup>3</sup> /日	概18	137,808m <sup>3</sup> /日 47.5
		28	加古川(第2期)	概46	概55	500,000m <sup>3</sup> /日	概18	227,900m <sup>3</sup> /日 45.6
		29	大牟田	概45	概54	74,400m <sup>3</sup> /日	概18	69,130m <sup>3</sup> /日 92.9
利 用 実 績 対 応 型	イン ト ラ ネ ット	30	筑北村	概16	概18	35,391件/年	概18	93,130件/年 263.1
		31	池田町	概15	概18	11,424件/年	概18	162,073件/年 1,418.7
		32	宿毛市	概14	概14	72,400件/年	概18	178,125件/年 246.0
整備計画 等 対 応 型	公営 住宅	33	愛知県営朝日住宅	概13	概18	71戸	概18	71戸 100

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表の33か所には、事業が完了している32か所のほか、事業継続中であるが主要施設である滑走路の延長工事が完了しているもの1か所(花巻空港)が含まれている。

3 本表は、需要予測値及び実績値を把握できた33か所について、最新の値を用いた比較結果を掲げた(需要予測値：需要予測等の見直しが行われているものはその需要予測値を用いた。実績値：平成17年度又は18年度の実績値である。)

33か所のうち、需要予測等の対象年度と実績値の年度が同じものが12か所、異なるものが21か所(うち5か所は予測対象年度が未到達)ある。

4 「需要予測値」欄の「A」欄は需要予測等が実施された年度、「B」欄は需要予測等における予

測対象年度を示す。また、「実績値」欄の「C」欄は実績値に対応した年度を示す。

- 5 京都市営地下鉄東西線は、調査対象とした「六地藏～醍醐」間（2.4 km）の実績値が把握されていないため、本表では同区間を含む「六地藏～二条」間（15.1 km）の平成15年度に実施した16年度の需要予測値及び18年度の実績値を用いた。
- 6 水道の上段は給水人口、下段は給水量である。
- 7 イン트라ネットの需要予測値は、システムの利用見込件数のみである。  
また、イントラネットにおける筑北村、池田町及び宿毛市では、いずれも、学校間で利用するシステムを除きシステムの利用見込件数をホームページアクセス件数としているため、実績値もホームページアクセス件数となり、需要予測値に対する実績値はいずれも200%を超えている。
- 8 「需要予測値」欄の「B」欄の\*を付したものは、需要予測等の対象年度が実績値年度より5年以上先であるため、需要予測値に対する実績値の割合（「b/a」欄）は参考値である。